

192  
55

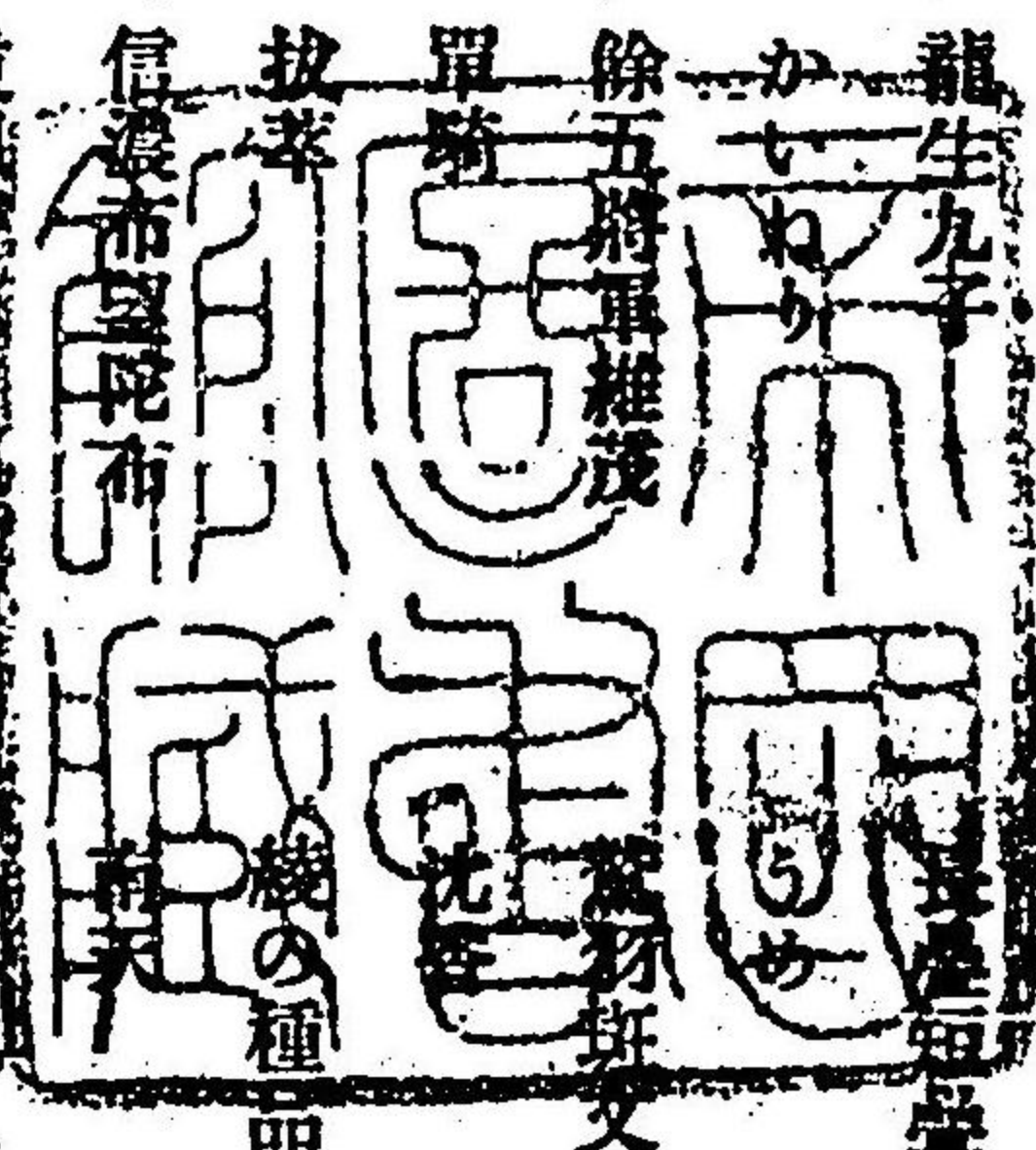
故實  
叢書  
安齋  
隨筆

自三十一  
至三十四





安齋隨筆廿二の卷目次



龍生九子	うつら巻の革	ざりけり	佛法僧
かきわり	石なとり	椿の折枝久敷持法	魚袋
除五將軍權茂	蝦夷鉄先	上古中古近古	様の字の考
單騎	木綿	慎莫	佛をホトケと云ふ事
拔萃	純	調布	庸布
信濃布笠陀布	南延	通世	和光同塵
道風がふるひ筆	名をとるより徳	早走	齊東野人の話
幾町	鐵炮の字	柴	宣命の詞
御厨子棚	母屋身屋	衣宮	御厨子棚厨子
朝臣	十善帝位	尺字訓	咫字訓
僧字訓	徳字訓	料理	文臺
御琴二張	胡床	更衣	大量小量
御の字を物に	神事忌何と云ふ事	カタキ	藪にもかうのもの
付けていふ事	ヒヤウモン	愚癡人に教ふ	源貞宗
馬のこら毛	白馬節會奏	頼政射棚	大嘗會御冠
小池貞成		装束夏冬と云ふ事	
		頼義の事	

安齋隨筆目次





安齋隨筆廿三の卷目次

先例	誓紙の文言	轡の字をクツハとよむ	クチワ	侍讀
祓	兩部習合神道	神道	忌部社	たばこの事
小車錦	幘の圖	懸盤	多賀本丈書	ヤナグヒ
ヒキメ革	かきひたしの汁	笠懸引目	五六燈のはね	異形の鞍
半舌	笹竹の事	文杖の圖	こゝでの事	尻切
太刀に弓懸けたる體	矢羽及び小笠	老懸かけ様	小素襖	胡床大床子
沓籠	原武田の四目	帳臺塗籠眠藏	東折の事	ゑぼしかた
久喜	篠薄物	簀臺	六具	大口こは袴葛袴
袖	大立	矢代の圖	名古屋山左衛門名越山三郎	皮の事
繪の具	伊東氏三ヶ庄	十月	車形錦	所司代
様の子の事	八介の事	神功皇后	歌袋の事	蓋文臺
八景詩歌の事	長相の事	しとねの事	鞍	牧の在所
結び燈臺	婚禮盃	弦袋	うつば付様	戸の事
やすの郡の事	緋威赤絨	掌燈	弓手の鏡少短	庄保
山東坂東	關東關西	前立物	箱巻	北條氏康の鏡

安齋隨筆廿四の卷目次

桂女の圖	建寺	品々開書	僧中役名	猿樂尾籠
素服	ふすみの床	志々羅地の綾	轉法輪家袍の紋	坂東八平氏
鎌倉八家	武藏七黨	鎮西九黨	守護	押領使
郡司	馬藥方名	いちひはゞき	鹿島小差繩	小松殿教訓抄
天狗	二毛の事	賀茂氏	兼好墓	犬神人
天台宗官名	火打袋の歌	小サ刀太刀野太	刀さや巻の事	紅葉かさねの禮と申事
利休酒盃の銘	銚一尺	下妻氏	正成の咽輪	鶉紙と云ふ紙
ウツボ柱	布引の日	蔭補	破魔弓	牛宿
片色の事は	車のかも	薄墨紙	鈴舟の歌	永樂錢京錢一分判
装束に打と云ふ事	淨衣	カントモノヲ	神部	烟草米價
古の鏡	うきす鏡	すき扇子の考	犬張子	マガリの事
京都將軍御所	鉢叩	犬神人	あやの笠	記請文之事
三邊三麩	すむすかりと云ふ事	羽子板圖説	取看と云ふ事	あまのおもての羽
右馬寮御監	弦袋の事	出陣にカリロクを用ふ	法印法眼法橋	牛車
類聚雜要抄の事	沓(軍用)	襦袢	桑島流小黒焼の法	十六騎七騎四天王
			子日鋤	



内慶盤所	もうろくにもうしかと	胡銅	草履	堂上元服の事
兵家茶話	鬼丸太刀の事	熊谷進生の歌	弒將軍義輝公輩	義經の鎧
楠正成洞丸	水干	公家公方	しとねに六ようむすびの事	つんさひ
宗良親王を 信濃宮と云ふ	小山悪四郎蝦夷へ渡る事	爲家卿の歌	阿波御所	鬼頭獅面
火威の鎧	南廷	ぼたん色	小手	總角
平家物語	物撻様雉子別足	嘉祥	五射	ぶんさう

安齋隨筆卷之二十一

龍生九子 潜確類書卷二百十四曰龍生九子不成龍各有所○蒲牢好鳴形鐘鈕上○囚牛好音形胡琴上○蚩吻好水形橋梁上○嘲風好險形殿角上○最負好文形碑碣上○霸下好負重形碑座上○桂(皮上)杆(岸平)好臥形獄門上○狡兔好座形佛座上○睚眦(厓恣)好殺形刀柄上○貞丈云く龍の子は龍に成る是天成なり馬の子の馬となるが如し龍の子の龍に成らずと云ふは造作の道に違へる歟是妄説なるべし各別九父母あるべし右九品は皆品物殿舎等の傍りに彫刻する所の獸類名目を擧げたるなり

長巻短巻 延喜雜殿寮式年料雜物の條に長帖十枚長席二枚又御服床敷料の條に長疊八枚短疊八枚云云(タ、ミの上下の事江談にあり)

うつらまさの革 こしらへやう白革を太き竹にても木にても巻く巻きかさねず巻きて細繩に細間をおき巻き又其のうへをすぢかへに巻きひしになる様に巻きてわらとたばこのくきを火にたきふすべよきほどに色のつくほどふすべて繩をとき去れば繩のあと白くなるなり繩を巻くとき繩の直にならぬ様にうねらせて細かに巻くべし

ざりけり 赤染右衛門家集たかつかさ殿のうへの御賀關白殿のせさせ給ふとて御屏風の歌めすに云云とこなつ「庭のおもにうらの錦をおるものは猶とこ夏の花にざりけり」貞丈云くざりけりのさの字濁りてよむべしざりけりはにぞありけると云ふ詞をつめてざりけるといひたるなり此の詞多く聞えずめづらしき詞道なり

佛法僧 同集佛法僧となく鳥を聞きて「みつながらたもてる鳥のこゑきけば吾が身ひとつのつみぞかなし



かいねり 同集丹波守なくなりて七日の誦經に巻きて裝束どもとり出でたるにむつきにきたりしかいねり  
かさねの下がさねのあざやかなりしに「かさねてし衣の色のくれなはなみだにしめるることなりけり」

うめ 同集梅の衣につけて定基僧都の母「よそへても見まくほしきを春かけてまぢこしうめの匂ひかほれ  
る」返し「みても猶哀れなるかなうめの花春には又やあはんどすらむ」貞丈云く右の集に梅をうめとかきたる  
所々にみなうめとありたゞ一所むめと書きたり傳寫の誤りなるべし古代はうめと書きたり萬葉集にもみなうめ  
なり是もたま／＼むめと書きたるあり傳寫の誤りなるべし古今集源氏物語など定家卿の書き給ひしはみなむめ  
と改め給ひしはひが事なり定家卿は古書を書き改め古歌の詞を改むる事を好まれしなれば定家卿の本は信じが  
たき事あり赤染二條院の御代の女房なり此ころまでうめと書きしなり古今集源氏物語にもうめとあるべきを定  
家卿の本を世に用ふる故みなむめとあり

いしなごり 同集に云く女院の姫君と聞えさせし頃いしなごりの石めすをまゐらすとて「すべらきのしら  
べの庭のいしなごはひろふこゝろありあゆかさてとれ」○貞丈いふいしなごりは今世童女などもて遊びのい  
しなごとかいふ事なり古へよりありし事なり

椿の折枝久しく持法 椿の花を花瓶にさすに花日を経て落つるものなり枝の本をわりかけて山椒を二三  
粒はさみてさせば花落つることなしと云ふ未試

魚袋 或書に曰く魚袋は長さ五寸幅一寸ばかりある物なり中は木なり上は鮫の皮にて包む表に金の鯛の形を  
つくる鯛三つならべ付け横幅七分ばかりもあるなり左横幅にも長みに鯛を三つづ、金にて目貫の如くに有之な

り是節會行幸等政事ある時目眠らぬ様にとのまじなひなり鯛は夜遊ともいぬむらぬもの故公卿みな用之付様は  
皮緒にて魚袋の底へ緒のさきを釘にて打ち付けて緒の先を二つにわり夫を兩方へまはし左のわきにてむすびお  
くなり尤も緒の先見えざる様にキテン第一なり○貞丈云くねむらぬやうにとのまじなひなりとはいかゞ眠を試  
みるためのものなりと云ふべし

餘五將軍維茂 今昔物語卷六に曰く今は昔實方中將陸奥守となりて其の國に下りけるにやん事なき公達  
なれば國內の者ども此の守を饗應して晝夜館の宮仕怠る事なかりければ其頃同國に平維茂と云ふ者あり是は丹  
波守平貞盛弟武藏權守繁盛が子上總介兼忠が嫡子なり貞盛思ふ子細ありて甥并に甥の子をあつめて養子にしけ  
るに維茂就中若かりければ十五郎にたて、養ひければ字を餘五の君といひける

鶯羽斑文偽物 蝦夷隨筆に曰く蝦夷人の生質正直なりといへども商船の行き通ひて交易に馴れたる蝦夷人  
は偽謀の事あり(中畧)近來真羽の斑に似せ出來たり斑のされ様をもつて稱美する事を知りて烟にてこがし  
八熊斑をも拵ふといふ

蝦夷鉄先 義經の冑の鉄形なりと云ひ傳ふれども明なる證もなし蝦夷隨筆に曰く蝦夷人淨琉璃を語る聲音  
は稱名を唱ふる聲の如し(中畧)淨琉璃は仙臺淨琉璃の音にて緩りと語りたる者尤も早めを語るものも有り  
見えて音を張りせめて語る所もあり(中畧)淨琉璃の中に義經の事あり義經幼年の時に小船に乗りて蝦夷へわ  
たり八面大王の娘と通じ大王或時狩に出でたる隙を伺ひ秘藏せし虎の巻を盗みとり又小船にのりて本國へ逃げ  
歸りしを大王狩より歸り追ひかけしかども津輕の地にて暴風にあひ吹返されたりと云ふ事を作りたりと云へり  
又或筆記に東蝦夷クルと云ふ所に義經の祠あり今に絶えず祭る此所の蝦夷地他村の蝦夷も崇敬するなりシヤク



ヤイン人名が時出でたるヲニヒン人名則ちクルのエゾなりといへり此の事尋ねけるに敢て其の事なしヲニヒンが村はサルと云ふ所なり山中に岩窟あり古仙人住みける跡と云ひ傳へたる事はあれども義經の祠にてはなしと云へりサルはクルの唱へ違へなるべし西エゾ地六條の間と云ふ所に辨慶崎と云ふ所あり義經此所より北高麗へ渡り給ふとも云へり是又さだかならず東蝦夷地に鉄先と云ふものありけるを義經の冑の鉄形なりとて寶物とし崇敬せし蝦夷人ありけるよし義經の冑と云ふ所の證とすべきものもなく只云ひ習はせし事と聞ゆ古奥羽戦争の時は落人とも多く蝦夷へ逃げ行きけるまゝ、夷人を欺き古來英雄の名を借り威勢を強くしたる者も有りしなるべし○貞丈云く奥羽戦争とは頼義義家の時を指すに非ず其の後の事を云ふなるべし○今エゾ地に兵具のあるは是より渡したるには非ず落人の兵具の残りたるなりとも云へり鉄先と云ふは鉄形にせし物にて廻りに巴を彫り入れてあり則ち鉄のいまだ柄の成らざる物の如くなれば松前の者ども鉄先と云ひ習せしものなり是もエゾの細工に非ず以前カラフトより渡りたるなるべし此の鉄先倒に見る時は冑の鉄形の如くなる故義經の鉄形と云ひ傳へしなり夷人寶物となして神の如く崇敬せりエゾ中多くある物に非ず希に所持せる夷は秘して深く隠せり義經の事を夷言にウキクルミと云へり此は淨琉璃に有りける者と聞ゆ此の淨琉璃を根本如何して作りけるや此の文句を翻釋せば大畧知るべき事なり○貞丈云ふ今按に義經奥州の衣川の館にて自殺せられしを其の首を切つて酒に浸して鎌倉に送りし由東鑑にみえたり東鑑は鎌倉の實録なり虚事を記すべからず然れば義經の蝦夷へ渡られしと云ふは松前の土俗の謬傳なり實録の東鑑の記事を捨て、土俗の謬傳をとる可ならずエゾにてウキクルミと云ふ者と義經とは別人なるべし此方の人ハウキクルミは何人と云ふ事をしらず蝦夷人は義經は何人と云ふ事をしらざるを義經蝦夷へ渡りたりと云ふ俗説あるに依りて松前の人強てウキクルミを義經の事なりと附會して云ひ傳へたる

なるべし辨慶崎と云ふ地名もヘンケイは夷言にて武藏坊の事にはあらざれども自然に其の名の似たるか又は地名を義經の事に附會して松前の人號したるかなるべし又彼の淨琉璃にウキクルミ幼年の時小船にのりてエゾへわたりしとあるを松前の人義經幼年の時と云ひかへたるなるべし義經幼年の時は鞍馬寺にありてエゾへ渡りし事なし元服しては秀衡が家に居て後平家を亡し頼朝の勘氣に依りて奥州へ下り衣川の館にて自殺せり續太平記に應永十八年奥州の住人小山悪四郎隆政叛逆す鎌倉の執事上杉氏憲討手を差向け、るに小山園を破つて津輕に走りエゾへ渡る其の勇威に夷人畏服して而後は酋長の婿となりて天命をもつて終りたり夷人祠を立てて祭之其の祠今猶存すと見えたり此の事を謬り傳へて義經とするなるべし彼の鉄先も小山が物ならむも知るべからず

上古中古近古

予或儒者に上古中古近古の別を問ふ曰く未考と後に一條兼良公の日本紀神代卷纂疏を見

しに其の事を辨じたり其文に曰く古説文故也以古語前言也徐曰古無文字口相傳也增韻遼代也又文也古有三時一曰上中下今指上古之時(今とは今釋する所の日本紀の古の字なり)易繫辭傳曰上古結繩而治後世聖人易之以書契又曰上古穴居而野處後世聖人易之以宮室後世聖人者謂伏羲已來帝皇也孔子去伏羲僅得二千年而指義前謂之上古又曰易之興也於中古乎作易者其有憂患乎此謂文王作彖解之時孔子之去文王又得六百餘年謂之中古故三古之說無定時文自今而言則孔子之時又可謂中古一矣

様の字の考

秋草に記したれば今重ねて爰に載す亦義經記第八判官御自害の條にわがきまさまみたちの御

子と生れさせ給ふかくあるべきのなごりかや云云此の義經記者并に時代しれず同書第一發端義經都落の條に本朝の昔を尋ねれば田村利仁將門純友保昌頼光淡の樊會張良は武勇といへども名のみ聞きて目には見すまのあ



たりに慈を世にほごし萬人の目を驚かし給ひしは下野左馬頭義朝の末子源九郎義經とて我が朝にならびなき名將軍にておはしけり云云右の文の名をのみ聞きて目には見すまのあたりにといへるにて考ふるに義經の代遠からざる人記したる物語なるべしさもなくばはまのあたりといへるに應せざるなり

單騎 西土三代より春秋の代にては車に馬六疋かけて乗るなり駟馬兩騶是なり車にかけず馬一疋にのる事はなかりしなり馬一疋に乗るを單騎と云ふ史記卷七項羽本記に項王軍在鴻門下沛公軍在霸上相去四十里沛公則置車騎一脱身獨騎と見えたりこれ既に單騎有りしなり獨は單と同意なり車騎に對して獨騎と云ふなり又同本記項王乃上馬騎麾下壯士從者八百餘人とあり單騎は六國の頃よりあり

沈香 日本紀推古天皇紀に曰く三年夏四月沉木漂著於淡路島其大一圍島人不知沉木以交薪燒於竈其烟氣遠薰則異也として以獻之(此以前外國よりわたりたるなるべしさも非ずば漂着の木を薪たりとも沉木と云ふを知るべからず)

木綿の事 類聚國史卷百九十九殊俗部に桓武天皇延暦十八年七月崑崙人參河國に漂着す木綿實を持來る同十九年其の木綿實を紀伊淡路阿波讃岐伊豫土佐及太宰府等諸國に植ゑさせられしよし見えたり是古にみえたる木綿なり今世の草綿には非ず夫木集に衣笠内大臣の歌「しき鳥や大和にはあらぬから人のうゑにしわたのたねはたえにき」とよめるは延暦にわたりし木綿のたえたる事を云へるなり貝原好古が和事始に文祿年中重ねて木綿渡りしよし記したるは誤りなり木綿には非ず今の草綿のわたりたるなり木綿は近年渡り來りて所々に植うるよし聞き傳へけり又按に檜村氏が室町日記永祿年中の事をかきたるに木綿一反代二百文と云ふ事みえたり是等永祿よりも前の事なり天文の頃渡り來りたるか大永享祿の頃わたり來たる歟求祿よりも猶以前の事にあるべし

此の木綿も木に非ず草なり

慎莫 俗語に物事狼ならざる様にとり納むるをシンマクすると云ふシンマクとふ字詳ならず思ふに寛保癸亥年南濱と云ふ僧の著述して梓行せる續沙石集と云ふ書六卷あり其の第五に女火葬の穴に向つて豆を燒きて喰ひける物語を述べて其の事に付きて戒教を記したる詞に慎莫の二字を忘るべからず慎莫夜行慎莫不忠慎莫不幸等なりと云へり慎莫の二字はツ、シンデ何々スルナカレと云ふ事なり是にて俗語のシンマクの二字始めて心付たり近年の人の著したる書なりとも書をば見るべきものなり不慮に知見を開く事あり慎莫の二字古よりある詞なり

佛をホトケと云ふ事 繼體天皇の御宇に始めて佛法渡り亦重て欽明天皇の御宇に佛法渡りしに我が國の神崇りて天下に厄病流行して人民多く死にたり熱氣の病なる故ホトケと云ふ事を中略してホトケと云ふ説あり又佛法は煩惱を解説する教なる故迷の心ホトケルと云ふ事にてホトケと云ふとの一説あり右兩説ともに附會の説なり用ふる事勿れ佛を梵語にては佛陀と云ひ又浮屠とも書く梵語を漢書に寫す時梵語ホトと云ふを漢字にて佛陀とも浮屠とも字音をかりて寫したるなりさればホトケは佛陀家とも浮屠家とも云ふ事なりフタケもホトケもハヒフへの音相通なりタトもタチツテトの音相通なり

拔萃 孟子卷三公孫丑上篇に云く出於其類拔乎其萃集註に云く拔は時に起也萃は聚也云云聖人は同じ人の類より高く出で多く聚れる人の中よりも秀でて抜き出つと云ふ意なり書籍などぬき書を集めたるを拔萃と稱するは義かなはざらん歟

綾の種品 和名抄に云く有熟線綾長連綾二足綾花文綾平綾等名一〇貞丈云く古書に縮線綾あり浮線綾あり



固文綾あり縮線綾は諸家の装束抄等にシ、ラ地の綾と云へる是なり糸縮みてシ、ラあり浮線綾は文の形を糸を浮けて織りたるなり装束抄等に浮文の綾と云ふ是なりウケオリの綾なり後代に及んで臥蝶の丸と云ふ紋を浮線綾と云ふは大に誤りなり固文綾は紋の形を糸をウケずして糸を沈めて固く織りたるをいふなり装束抄等固文の綾と云ふ是なりすべて紋は緯糸にて織り出すなり其の文の緯糸に經糸をからますしておりたるは浮織と云ふ是なり浮線綾なり其の紋の緯糸に經糸をからみておりたるは固文の綾なり又云く壺井義知が説に熟線綾と云ふは縮線綾の事なり熟と縮と音相同じき故なりと云ふ是壺井が誤りなるべし縮と熟と字音清濁異なり糸を精熟しておりたる綾を熟線綾と云ふべし熟は糸を練り熟するなり練糸にて織りたる綾は熟線綾なり練らざる生糸にておりたるは生線綾なり装束抄等にヌッシの綾と云ふは是なり夏の装束に用ふるなり熟線綾は浮文固文の二種あり生線綾は固文ばかりなり浮文はなし

絶 和名抄(和名)阿之岐沼唐韻を引きて云く絶續似布也と ○貞丈云く絶は布に似て糸太くして悪しき絹と云ふ事にてアシギヌと云ふなるべし

調布 和名抄(和名)豆岐乃沼乃と ○貞丈云くツキとはミツキモノなり諸國より年貢に納むる布なり調布テツクリと云ふ訓あり擬訓なり本訓に非ず

庸布 和名抄に和名みえず庸は雇なりと字書にあり諸國より人夫をやとひて京都にて召し使はる、を庸と云ふ人夫の庸に出でざる者は其の代りに布を納め上ぐるなり其の布を庸布と云ひて其の丈尺等の定法賦役令に見えたり

信濃布望陀布 望陀布は延喜式雜式に見えたり和名抄に調布の條に在信濃望陀布等望陀者上總國郡名

也其體與他國調布頗別異故以三所出國郡名爲名なり ○貞丈云く信濃にシナと云ふ木あり其の木皮を剥ぎとりて細に割きて糸にして布を織る其の布目甚だ危き物なり色は赤くして黒あり此の布にて袋をぬひ作りて米穀を盛る是をシナ袋と名づく他國にて白布にて縫ひ作りて米穀をもる袋をもシナ袋と云ふ木の皮にておりたる布を云ふなるべし

南天 本名南天燭なり其の性大寒なるが故に毒を解する功能あり諸毒は皆熱なる故寒をもつて解するなり又夏日食物を貯へおくに南天の葉を掩ひ下にも葉をしけば食物くさる事なく味變せず又口中の病はみな胃熱より生ずるなり故に南天の葉を煎じひやして含み或は葉を陰干にして粉にしてつくれば癒るなり又葉を食物のカイシキにすれば食毒を解し亦食物をこねず又婦人鏡の下に葉をしき或はもの、氣にかゝる時南天を見又は南天にて身を打ちはらひなどしてまじなひに用ふる事は南天の功能には非ず是は南天を難轉ととりなして難を轉すと云ふ意にてまじなひに用ふるなり是は物いまひにてする事なり

南廷 東鑑にあり沙石集六の下正直の人實を得る事の條に宋朝にいやしき夫婦あり餅を賣りて世をわたりける或時道のはごりにして餅を賣りけるに人の袋をおとしたりけるを見れば銀軟挺六ありけり家にもちて歸りぬ云云合類節用にも軟挺とあり南廷軟挺出所あるべし未考

遁世 沙石集卷三の下柁尾上人物語の條に云く當世は遁世の字を改め貧世と書くべきにやこの心を思ひつ、け侍り「遁世の遁は時代にかきかへし昔はのがる今はむさぼる」

和光同塵 止觀に云く和光同塵結緣始八相成道以論其終(右同書に引けり)和光同塵本は老子經より出でたり老子經に曰く和其光同其塵



道風かふるひ筆 俗に道風がふるひ筆といふは道風は能書なりし故病にて手ふるへたれども夫に拘らずして善く書きたる故道風がふるひ筆と云ひ傳へたりと○貞丈云く是誤りなり筆をとりて文字をかく事を揮筆とも揮筆とも云ふなり揮はフルフとよむなり文字をかく時に筆を動かす事を揮ふと云ふなり能書の筆つかひは健にして軽くはたらく故揮ふとは云ひたるなりさればふるひ筆は道風一人に限らぬ事なり病にて手のふるへたる事には非ず

兄弟他人の始 世諺に兄弟は他人の始と云ふ事有り愚人はわろく心得て兄弟は他人も同事といふ事なりと思ふは誤りなり兄弟は共に父母の骨肉を受けて同體なるものなれば兄弟ほど親しきはなし然れども兄弟の子生れては伯叔父甥姪となり其の子又子を生み又その子の子が子をうみ段々に親しみうとくなり血脈のつゞき遠くなりて果は他人となる故兄弟は他人のはじめといふなり

名をこらうより徳 世諺に名をこらうより徳をこれと云ふ事有り愚人は徳と云ふを財寶の利を取る事と思ふは誤りなり徳は利徳の事に非ず人倫の道を行ふ徳なり仁義禮智を人の徳と云ふなり名をこらんよりも仁義禮智の徳をこれと云ふ事なり取るとは我が物にする事なり仁義禮智の徳をこれば求めずして名をも取るなり

馬を乗るに走りこ早走 馬を乗るに走りこ早走りこ二つの名あり走と云ふは今世に云ふノリの事なりノリとはヒヤウシニノリてあゆむ故に云ふなるべし古書にノリと云ふ名は見えずハシリと云ふなり早走と云ふは今世に云ふカケの事なり古書には早走りとあり源平盛衰記第四十二繼信盛政孝養の條黒キ馬ノチヒサカリケルガ早走り逸物なりとあり又古き騎書にカケ足とも云ひ又足を出すとも云ふ行列に乗るを馬を打つと云ふ叩く事には非ず

齊東野人之語 孟子離婁上篇に曰く此非君子之言齊東野人之語也朱子註云齊東齊國東鄙也俗語齊東野人の語と云ふ出於此

幾町 武士の領所鎌倉の代には幾町賜はると云ふ今は幾石と云ふなり然るに盛衰記四十二屋島合戦の條に太胡小橋太と云ふ者海を潜りて松浦五郎が船に乗つて軍の下知するを其の足を捕へて海中へ引き入れ首を取りたるを後に世靜まりて頼朝其の功を賞して千餘石の勲賞を賜りたるよし見えたり此の千餘石は何の國にてと云ふ事も見えすたゞ千餘石とあれば國郡を賜りたるには非ず米穀を千餘石給はりしなるべし石は斛の事なり鎌倉の代には何の國何と云ふ所にて幾丁賜ふといひ室町家の代又同じ信長秀吉の代には何貫文の處を賜るといふ永樂錢のつもりなり當御家にては何萬石何百石といふなり米三十五斛を百石とす

狐矢 盛衰記第四十二矢島合戦奈須與市扇的の條に扇をば射たれども武者をばえいすなれば狐矢にこそあれといはんも本意なければ只射よと云ふ者多し

鐵炮の字 會典にみゆ千葉玄之が官職通解に云へり

柴 柴といふは木の名には非ず柴と云ふ木はなきなり字書に柴は薪木也と註ありすべて薪にすべき雜木を柴と云ふなり檜の木を檜柴と云ひ椎の木をし柴と云ひ白膠木をふし柴と云ひヌルデにはフシと云ふもの出来るゆゑにフシ柴と云ふフシは五倍子なりオハグロに入る、物なり鷹の鳥を結びつくる木をトシバと云ひ鳥柴と書くなりタモン柴と云ふ木なりカシハの葉の如くにして小さく長しとあり又梅櫻紅葉松などに鳥をつくるをも鳥柴と云ふなり

宣命の詞 宣命の詞に天皇我詔長麻止敷とありミコトノラマトと云ふはミコトノラマクと云ふクの字を略せ



るなりマクを約むればふとなるなりミコトノラムと云ふ事なり(マクの反なり)ミコトノリは御言鳴なるべし

御厨子棚 細なる手道具のみを置くに限らず衣服をも食物をもおくなり置物は定まりたる事なし何にても置くべき棚なり新儀式に云く(天子奉賀上皇御算之筈)御厨子各五基云云註曰五基納夏冬御衣五基積雜巾各五十疋○又同篇に立棚厨子四基威儀御膳又(奉賀太后御算筈)御厨子六基(納御衣筈十二合夏御裝束五具冬御裝束五具御調度等)威儀御膳と云ふは食用にならず只儀式一通りの御膳なり

長物 新儀式奉賀天皇御算筈に云く庭中東西相分立長物酒食又天皇奉賀上皇御算筈云諸衛舍人持長物退出(註曰)長物未御之前立流水東庭召院司預給之○貞丈按に長物はナカモノとよむべきか長持なるべし物の字モツの音あれども古語にツをチに通はして云ふ事あり長は訓にて物は音によれば湯桶よみなれども古書には湯桶よみに文字をつかひたる多し右の文長持に酒食を納めたるを給へる事と聞ゆ足あるを唐櫃と云ひ長をは長唐櫃と云ひ足なきを長持と云ふ常の長持に對して唐とは云ふなるべしされば長持古よりあるべし長持本名は長櫃なるべし足つきたるは長唐櫃なり東鑑に中持あり是中とは長からず不短の櫃なるべし

母屋身屋 母屋とは本屋なり庇に對して母屋と云ふなり俗にオモヤと云ふなり新儀式に奉賀太后御算の筈身屋と書きたり是母屋なるべしミとモと音相通なる故モヤとも云ふなるべし本屋は家の身にて庇廊などは手足の如し

衣筥 新儀式前篇に西邊立同御厨子六基(納御衣一宮十二合夏御裝束五具冬御裝束五具御調度等)○廣蓋と云ふものは此の衣はこのふたなりと位記問答にあり衣筥の事源氏物語雅亮裝束抄等にも見えたり(コロモハ

コトヨム)

御厨子棚厨子

此の二品新儀式にみえたりたゞ御厨子といふも棚あれども外は一面に開き戸の扉ありて棚は見えざるなるべし棚厨子と云ふは開戸なくして棚を顯はし見ゆる様に作りたるを云ふなるべし今世御厨子棚と云ふは棚厨子に小さき開扉をつけたる所あり是は右の二品を一つにて兼ねたるものなり佛像を入る、籠を厨子といふも御厨子の如く開く扉ある故俗に佛の厨子と云ふ又古書に二階厨子といふは棚厨子の事なるべし  
朝臣 無位無官の人朝臣を書くべからずと云ふ説あり誤りなり續日本紀に天平寶字二年十一月丁巳授正位  
蜜炙野外從五位下無位藤原朝臣姉從三位下と見えたり此の姉といふ人官もなかりしにや官名もみえずは無位無官にて朝臣を書くべき證據なり

臣下 史記卷八漢高祖本紀に曰く令臣下爭叛逆云云臣下と云ふ詞俗語にあらず

十善帝位 俗語なり正史實錄に會て見えす四十二章經に云く衆生以十事爲惡身三口四意三身三者殺盜淫四者兩舌罵妄言綺語意三者嫉恚癡(大藏一覽報應品詳出十事)右十事とす十惡なきを十善と云ふ又一説に十禪帝と書くべしと云ふ穿説なり(右經文俗説辨に引く)

尺字訓 日本紀に八尺をヤサカと訓を付けたりサカは國訓にはあらじシヤク轉じてサクとなりサク轉じてサカとなるなり

咫字訓 同書に八咫をヤタと訓をつけたりタは手なるべし神代にもさしなどあるべからず手の指の丈をもつて物の長短をはかる故入手なるべし咫の字につきて西土の尺の定をもつて釋する説あり非なるべし  
僧の字訓 日本紀に僧の字にホウシと訓を付けたり則ち法師の字音なり國訓に非ず直にソウとよむべし字



音にて直によまずして別に法師の字音を假るはむづかしきよみ様なり

徳の字訓 同書に徳の字イキホヒと訓を付けたリミは御の字イキホヒは勢の字なり徳を勢と訓ずるは義叶はず若し強ひて訓を付くべきならばトリエと付くべしトリエは取得なり凡そ萬物各それ々に生れつきたるトリエあり其の物の取得たるわざ有り鶏は晨に鳴き犬の盜を吠え猫の鼠をとるの類みな其の物のトリエなり人のトリエあり皆其のトリエは則ち徳なり心の惡を去り除きて身の行を善にして正しきを守るは禽獸と異なる所是人のトリエなり即ち是徳なりトリエは天の授くるを取得たるなり俗にいへばその物々の得手なり禽獸の心は一偏にして狭少なるゆゑに其の徳をみだす事なし猫が盜を吠ゆる事なく犬が鼠をとることなし人の心は一偏にかたよらず周くして一定なる事なく廣大なるがゆゑに物に移り易くして物欲に引かれて其の徳を亂す事あり日本紀の訓は舍人親王の付け給ひしに非ず後の人の付けしなるべし残らず強ひて訓よみにせんとするゆゑこまりたる訓あり

屯食 ドンシキとよむ是ニギリメシの事なり飯を握りかためたるなり屯の字あつむるとよむ飯をニギリアツメたるなり屯食の事古書に多く見えたり下賤の者などに給はる食なり源氏物語などにもみゆ今も公家にてはニギリメシをどんじきと云ふよしなり

料理 ハカリヲサムとよむ食物を調ふ事をのみ料理といふには非ず何事にも取り計らひをさむるを料理すといふなり食物を料理すといふも其の食物をとりはからひ調へをさむるの義なり食物を料理すといふ古例は新儀式第四行幸神泉苑覽競馬一篇に曰く捕池魚於料理所備供御膳給侍臣とあり居家必用に菹蕪を制するをもつて料理といへり凡そ何々の事を料理すと云ふ事なれば食物を料理すと云ふ詞もあるべき事なり後代には只料理の二字を以て直に食物の事とするは誤りなり古書には何の事をも料理すといふなり

文臺 今用ふるは長さ二尺ばかり廣さ一尺二寸ばかり高さ三寸ばかりありて小さきものなり古のは大なる物と見ゆ新儀式に行幸朱雀院召文人并試擬文章生篇に近衛次將二人昇文臺とみえたり二人にて昇くは大なるものなるべし○貞丈云く是即ち机なるべし又云く文臺の文の字スミてよむが宜しき歟フミ臺と云ふ事なり或説にフンタイ文字を訓によめば湯桶よみにて惡しといふ然れ共我が國にては朝廷の事に湯桶よみ多し御元服をオゲフクと云ふ類なりフンタイともフタイとも云ふべし古言の格なり

御琴二張 右同書同篇にみえたり俗一面二面と云ふ

胡床 床机とは別なり俗に胡床を床机といふは非なり床机の名内裏儀式に見えたり床机を床子ともいふ机の如くにて四足あり腰かくる物なり床子延喜式木工寮式に寸尺あり此の外兀子と云ふもあり

人心 天下の人の心惡心になり惡事をするは天下貧窮なるに因る也貧窮なれば心たのしからず常に怒り怨む情ありて唯利欲心のみ盛になりて是より父子君臣長幼夫婦朋友の道亂れて此の五倫相互に利を争ふ情あり如斯の世には聖人ありとて其の教を受け用ふる人なし故に天下を治むるに必ず先萬民を富まし天下を豊かにするをもつて第一の急務とするなり天下豊かに民富めば惡心を生ずる事なし怒り怨む情なし如斯なればたとへ教へずとも人倫の道自ら立つべし況や教をほとこさんに於てをや亂世といふは合戦ある世を云ふのみに非ず合戦あらずとも五倫の道亂れたる世を亂世といふ也五倫の道亂れたる世は合戦なしとて治世には非ず天下の貧窮になるは天下に君たる人の利を貪りて天下萬民の貨財をシメ上げしぼり取りて二たび出さずして天下の貨財乏しくなるが故なり是亂の基なり天下を治むといへば廣大なる様に聞ゆれども唯天下の萬民を豊かに富ましむる



より外にはなし既に富みて後の法度政令は時の宜しきに随ふべき事なり和漢往古の治亂の始まり其の形勢さまざまにして同じからずといへども其の根本を推して考ふれば天下萬民を豊に富ましむると貧窮せしむるとの二つより外にはなし治政の末はいつとなく悪政に移り行く所の機を早く見付けて治政に引き返さば國家長久なるべし治政とは仁政なり仁政とは天下萬民を豊かに富ましむる故なり悪政とは虐政なり虐政とは天下萬民を貧窮せしむるなり聖人の道は萬民を富ますをもつて大本とするなり其の外の事は萬民既に富みて後の教なり萬民貧窮して惡心悪行せば教を施すといへども受け用ふべからず

**更衣** 壺井義知が説に女官の更衣は續日本後紀承和九年正月三日天皇朝親太上天皇及太皇太后宮於嵯峨院是日詔授從五位下秋篠朝臣康子正五位下無位山田宿禰近子從五位並太上天皇更衣也凡更衣之號始于此時乎と云へり

**大量小量** 人の生れつきに大量あり小量あり大量とは大器量なり其の才智廣大にして天下國家の廣大なる事に行きわたたりて大やうにて細小の事に拘らず是高官に昇せて天下の政を司らしむべき器量なり小量とは小器量なり其の才智狭小にして大事に行きわたらず細小の事にのみ拘はる是下官に置きて小事を司らしむべき器量なり官職に任ずるには大量小量を撰むべき事なり其の器量に當らざる人に官職を任ずれば改正しからず災害の基なり我が朝上古は器量を撰みて攝政關白大臣に昇せられし故改正しくして天下太平なりしなり中世藤原氏のみ攝政關白に定められしより朝政亂れて天下をば武家の爲に押し奪はれしなり

**御の字を物につけていふ** 御の字をつけていふ事は上古は天子の御事に限りたる事なり後に攝政の威つよくなりて諂諛の人攝政の事にも御の字を付けていふ事になり亦其の後々に至りては御の字輕くなりて相互

に敬ふには御の字をつくる事になりしなり御の字はオホンとよむは大の字の義なり天子の御事なる故オホヒナと云ふ意なり又オンとよむはオホンの略なり又オとよむはオンの畧なり又御の字ミとよむはイミの畧なるべしイミは忌の字又齋の字にて穢をイミ憚るの意なるべし神の事に忌の字齋の字をつくと同意なり

**神事忌何と云ふ事** 忌何と云ふ齋何と云ふ稜威と云ふ事右に云ふ如く人の事に御の字つくと同意なり又天の何といふも天は高きものなれば敬の詞なり或は高何と云ふ事もあり同意なり又磐何と云ふ事もあり磐は堅固にして易らざるものなれば祝して云ふ詞なり齋庫(忌同)天逆矛稜威高柄磐初の類推して考ふべし

**更衣** 河海抄に曰く仁明天皇承和三年正五位紀朝臣乙魚授從四位下爲更衣○此の乙魚と云ふ名男の如く聞ゆれども男には非ず女の名なり續日本紀曰仁明天皇承和三年八月丁巳正五位上紀朝臣乙魚授從四位下一柏原天皇女御也○此の時更衣とする事は見えす○同紀飯高宿禰永刀自又尙縫從四位下和朝臣諸繼等の名あり男の名に似たれども女の名なり

**カタキ** 癩病をカタキと云ひ又乞巧人をカタキと云ふ古の詞なり乞巧人をカタキと云ふは癩病病む者は人に捨てられて乞巧人となりて道傍に居る故カタキといふなり契沖が和字正鑑抄に書けり是誤りなり乞巧をばカタキとキの假名を用ふべし癩病はカタキといの假名を用ふべし癩風を害大風と云ふ事證治要訣にみえたりカタキは害大の事なり俗にカタキと云ふも害大なり

**藪にもかうのもの**と云ふ諺 古き事なり十訓抄に二條殿より南京極殿は東は菅三品の亭なり三位うせて後年頃経て月のあかき夜さるべき人古き跡をしのびてかしこに集まりて月をもて遊ぶ事ありけりをはり方に或人月はのぼる百尺樓と誦しける人々聲を加へて度々になるにあれたる中門のかくれたる蓬の中に老たる尼の



よにあやしげなるが露にそぼちつ、終夜聞きをりけるが今夜の御遊びいとくめてたくて涙もどまり侍らぬに  
此の詩こそ及ばぬ耳にも僻事を詠じおはしますかなと聞き侍れといふ人々笑ひて興ある尼かないづくのわろき  
かといへばさうなくさぞおぼすらんされど思ひたまふは月はなじかは樓にのぼるべき月にはのぼるとぞ故三位  
殿は詠じ給ひしおのれは御物はりにおのづから承るなりといひければ恥ぢてみな立ちにけり是はず、みて人を  
あなづるにはあらねども思はぬ外の事なりこれらまでに心すべきにや藪にはかうのものとひへる兒女子がたと  
へむねをたかへざりけり○又同書に伏見修理大夫俊綱播磨へ下りけるが高砂にして各歌よむ大宮先生義定と云  
ふ者の歌に「我のみと思ひこしかど高砂の尾上の松もまた立てりけり」人々感じあへり良選前にありて妻牛に  
腹つかねぬるわざかなとぞいひけるとありか様の世俗の謠も古よりいひ傳へたる事なり

馬のトラケ 馬のトラケと云ふ毛の名上古の書に見えたりトラケは虎毛なり馬にトラケと云ふは今連錢と  
云ふ毛なり虎は斑毛なる故馬の連錢もまだらなる故夫を虎文に准へてトラケと名づけたるなり

ヒヤウモン 衣服の文にヒヤウモンと云ふ事古書にあり文を三四色にも色々様々の色にいろざりたるを云  
ふ是は豹の皮はまだらなる故夫に准へて云ふなり

頼政射鶴 十訓抄第十二に云く高倉院の御時御殿の上に鶴の鳴きけるをあやしき事なりとていかかすべき  
と云ふ事にて有りけるを或人頼政に射させらるべきよし申しければさりなんとて召されて参りにけり此の由を  
仰付けらるゝに畏りて宣旨を承りて心中に思ひけるは世だにもちひさき鳥なれば得がたきに五月の空闊深く雨  
さへふりていふばかりなし我既に弓箭の冥加つきにけりと思ひて八幡大菩薩を念じ奉りて聲を尋ねて矢を放つ  
答ふる様に覺えければよりて見るにあやまたずあたりにけり天氣より始めて人々感歎いふばかりなし後徳大寺

左大臣其の時中納言にて祿をかけられけるにかくなん「ほど、さす名をも雲のにあぐるかな」頼政とりあへず  
「弓張月のいるにまかせて」とつけたりけるぞいみじかりけるまかり出で、後に昔は養由雲外に射雁今は頼政  
雲中に得し鶴とぞ感せられける頼政墓目の外に征矢を取り具して持ちたりけるを後に人の問ひければ不覺ある  
時は申し行ひたりし人をぞいんが爲なりとぞ答へける○貞丈云く頼政が鶴を射し事は十訓抄の説をもつて正説  
とすべし是闇夜に小鳥を射たるを賞せられしなり平家物語源平盛衰記には鶴をもつて妖怪とすこれ虚談なり狂  
言と云ふべし愚俗は奇怪を好む故平家物語盛衰記の説を悦ぶなり

愚癡人に教ふ 愚癡なる人は道理を辨する事なし道理をいひ聞かせても受くる事なし只物慾のみ深くて  
其の智暗し天竺國は西の方に片寄りて天地の間の片一方に在る國なる故に其の偏氣を受けて人民の性甚だ愚癡  
にて物慾深く放逸無慙なる風俗にて表むきより道理を説きて教へたりとも少しも受け用ふまじき事を釋迦佛は  
よく悟り知りて道理をば捨て、いはすかの人民の慾心に付け入りて勧めこむ事を考へ出だし極樂地獄の説を作  
りて教を立て法を説きたるなり成佛を好むも慾なり地獄を恐るゝも慾なり是の慾心に付きて道引くなり是を  
方便と云ふなり異朝にては梁武帝本朝にては聖武帝貴き事天子に如くはなし富める事天子に如くはなし人間世  
界此の上に願ふべき事なし然るに死して後極樂國に生れて成佛せん事を願ふは慾なり佛經に説きたればとて目  
にも見えぬ事を願ひ目にも見えぬ事を恐るゝ、は慾にくらまされて迷ふなり是大愚大慾の人なり天子の富貴の身  
すら猶しかり況や其の下なる人民をや天下に恐人多く賢人は少し故に佛法は天下に弘く行はるゝなり佛法は天  
竺の人を道引き教ん爲に設けたるなるべし唐日本人までを迷はさんとは釋迦佛は思はざりしなるべし釋迦の説  
はさのみ深き事にあるまじ後人尊信するによりて高上深厚の説を作意したるなるべし梵字の佛經を漢字に翻譯



する時に直に翻譯したりや否や疑なきに非ず凡そ諸宗と云ふもの、其の宗の祖師の好む所を執りて其の卦を主張したるなるべし一偏に片寄るは釋迦の本意にはあるべからず佛者の詞に迷ふといひ悟ると云ふ事あり然れども佛法を信するは迷なり理を明らかに佛法を信せざるは悟るなり

**源貞宗** 小笠原信濃守源貞宗月山と號す又開禪寺と稱す後醍醐天皇の時の人なり此の人唐僧清拙と云ふ者と議して諸禮を定めたる由寛永系圖に見えたり此の定めたる諸禮は小笠原自家の禮法なるべし天下の禮法にはあらずるべし貞宗其の時將軍には非ず天下の武士の禮法を定むべき道理なし貞宗大名なりし故我が家の禮法を定めしなるべし

**小池貞成** 小池甚之丞貞成と云ふものあり小笠原長時同長慶に仕へたり天正文祿の頃の人なり功勞あるが故に長慶家傳の書をもつて貞成に授けて後貞成小笠原右近太夫忠政に仕へたり彼の家傳書は先祖小笠原貞宗が唐僧清拙と議して定めし諸禮の書なるべし貞成に従つて諸禮學ぶもの多く其の門弟に齋藤三郎左衛門久也と云ふ者あり久也が門弟に水島傳右衛門ト也といふものありト也又後に上原八右衛門と云ふ者に従つて同流を學びたり天和元辛酉十一月十五日甲子常憲院殿の若君徳松君御髮置の御祝あり台命を奉じて堀田對馬守紀正英御白髮を献上せり其の御白髮をば正英水島ト也に制作させたり若君の御白髮を水島制作したるに依りて其の名高くなりて弟子甚だ多く其の流儀世に弘まれり水島後に入道して名をト也と號すとなり彼門弟所々に多くして彼の流儀を作り出して教へ傳ふ其の流儀傳書に缺けたる事をば多の門弟各私意を以て新に作り出して其の門弟に傳ふ其の門弟も又新作妄説世上に多く弘まれり其の傳書を見るに古代曾てなき事を古實なりとて記し又少しの事を秘事多くし其の傳書を見其の秘傳を聞くに腹を捧て笑ふべき事のみなり學者の賤んずる所なり彼の水島も

その辨ありし故末流に至りても其の辨を受け繼ぎしなり諸禮と云ふ號は諸の禮と云ふ事なり凡そ諸道には夫々の家ありて其の事々に付きて夫々の禮法あり一家にて諸道の禮は知りがたしされば彼の水島が諸禮は其の道々其の家々の禮に違ひたる事多し其の違たるは何故と云ふに妄作したるが故なり世間文盲なる人々是を信用する故なり世にはやりて是を學びて渡世の業とする者多し慨くべし

**白馬節會奏** 康富記 嘉吉四年正月

右馬寮謹奏

合白馬壹拾壹疋

頭卜部宿禰兼雅

貢葦毛

權頭源朝臣氏尙

貢葦毛

權助

頭卜部朝臣兼敏

權頭源朝臣氏尙

權助

頭卜部朝臣兼敏

權頭源朝臣氏尙

助

權助



右依例如件謹奏

嘉吉四年正月七日正五位下行權頭源朝臣 氏 尙

從五位下頭卜部朝臣 兼 敏

御監正二位行權大納言兼右近衛大將藤原朝臣 實 熙

此白馬 奏左馬寮の書様各別なり雖舊本見猶尋申請外文第之間返報如此仍書調進之

裝束夏冬云云事 禁秘抄恒例毎日次第之篇に着御引直衣(自四月一日至九月晦日夏なり自十月一日

至三月晦日冬なり)

賴義の事 古事談に曰く伊豫入道賴義は自壯年之時無有慙愧心以殺生爲業况十二年征戰之間殺人罪不可勝計因果之所答不可免地獄之業也雖然出家遁世之後建堂(ミノワタウ)造佛滅罪生善心猛利揭焉也於件堂悔過悲泣之涙自板敷椽に傳ひ流れて地に落ちけり云云○貞丈按に賴義は勇將に似て勇將に非ず目に見る所の敵賊を怖れずして目に見ざる地獄を怖れて出家し堂を立て悲泣し涙を板敷より地に落つるまで流したるは地獄を怖る、事甚だしければなり嗚呼賴義也何ぞ夫愚乎何ぞ夫怯なる佛法の大毒徹子恐人之骨髓烈於鳩毒哉

大嘗會御冠 古事談に云く大嘗會の時代々令着給ふ玉冠は應神天皇御冠也(相具御禮服在內殿寮)後三條院御頭にめでたあはせ給ひたりける此の事をつねに御自讀云云○貞丈云く大嘗會に玉冠禮服を着御し給ひしを知るべし

先例 古事談に曰く賢子中宮者(白川院中宮)寵愛異他之故於禁裏薨じ給也雖爲御惱危急不被許退出閉眼の時猶抱きたまひ御殿を不令起避給云云于時俊明卿參入申て云帝者葬禮之例未曾有候早可有行幸云云仰に云例は自此こそは始むらめ云云○貞丈云凡そ例は必ず其の例始めなき事はなし白川院の仰は尤も理なり凡そ先例を用ふる事は時により事によるべし後代の事は前代と同じき事出来ざるものなり一概に先例に拘れば事の害ある事あり猥りに先例を尋ぬるは其の事を行ふ人の臨機應變の智なく事の情に達せざる不才の人のする事なり又先例を用ひずして妄行になる事も有るべし一隅によるべからず

誓紙の文言 誓文狀に伊豆箱根三島大明神を書き入る、事貞永式目の起請文に總日本國中六十餘州大小神祇殊伊豆箱根兩所權現三島大明神八幡大菩薩天滿自在天神部類眷屬神罰冥罰各可蒙罷者也とあるを本にして書くなり是は鎌倉にて貞永元年北條泰時が評定所にて理非決斷の爲に貞永式目の書を撰みて評定裁斷に私曲すまじきと云ふ誓文なり伊豆箱根三島明神鶴岡八幡在柄天神等は皆鎌倉近邊の神社なる故是らの神明を擧げて誓ひたるなり他國にては其の國中の神に誓ふべき事なり然れども今徳川の御家にては武藏の國の神をば用ひられずして伊豆箱根三島三社の神名を誓文に用ひ給へり子細ある事なるべけれ共其の意味はしらす正慶承明記と云ふ書に云く承應二年五月十九日豆州三島大明神御造營奉行被仰付荒尾平八郎大河内善兵衛兩人也抑此社御造營の地となる事の由を尋ぬる所に先年彼の社の神主在江戸御造營の事訴訟す於評定所松平伊豆守阿部豊後守連座之節神主訴訟罷出申上ぐるは今天下伊豆箱根兩社三島大明神は往古右大將賴朝卿より御尊崇異他就中右大臣實朝公は御治世より天下大事の御穿鑿の證人に立せ給ふより以來御當家東照宮様台徳院様大猷院様御三代共に三社を以て證人と被遊候然る所に兩社權現の御奉公は其の功立て、爲御造營地三島明神ばかり其の功空しく被爲捨候事奉歎入之由を申上ぐる伊豆守打ら笑ひて三社の御奉公とは何ぞや神主答申上ぐるは今



天下諸奉行諸役人私曲を存すまじき由にて誓詞を被仰付候時平泰時朝臣の式目の例に従ひて罰文に日本六十餘州大小神祇殊に伊豆箱根兩所權現三島大明神と被成候然るに兩社權現は御造營の地と成候へ共三島は其の功不達廢社と被成候に付奉願之旨委細に演る豊後守被申は其方願之段非無其理追て各相談之上にて可達上聞之條可退出一となり神主悦びて退出す依之此度御造營被仰出永く御造營の地とはなる誠に神主が働詞最も才智の至哉と世人感じあへり

轡の字をクツハとよむ事 和名抄に轡久豆和都良俗に久都和とあるに依りてなり和名抄に云ふ所の久都和を以て今世馬の口にはめるクツワの事とするは誤りなり久都和豆良といふはクチワキツナと云ふの畧語なりツラはツナなりナとラと音相通なりツラヌクと云ふをツナヌクとも云ひオモツナと云ふをオモツラと云ふ同例なりクツワツラと云ふはクチワキツナと云ふ事にて今世に手綱と云ふ物の事なり俗に云ふ久都和とはクツワツラと云ふを畧したるなり然れば和名抄に書きたる時代に俗にクツワと云ひし物はクツワツラの畧語にて即ち今世の手綱の事にて今世馬の口にはめるクツワの事には非ざるなり又和名抄に鎌久都波美俗に云ふ久久美とあり久都波美と云ふは馬の口にはめると云ふ事にて今世クツワと云ふもの、事なりツとチと音相通なりミとメと音相通なる故クチハメをクツハミと云ふなり俗に云ふ久久美とはクツハミの事を俗にはククミと云ひしとなりククミとはフクミと云ふ事なりフとクと音相通なる故フクミと云ふ事を久久美と云ふ馬の口にフクメルものなれば是今世クツハと云ふ物の事なり古クツワと云ひし物と今クツハと云ふ物とは別なり

クナワ 古より假名づかひの書多し何れの書にも馬の口にはめる鐵物カナヤをクツワとフの假名を用ふべし馬の口の輪なる故なりと云ふは古人みな誤れるなり前に云ふ如く古代は馬の口にはめる鐵物をばクツハミと云ひし

なり今畧してクツハと云ふなりクツハミの畧語なりさればクツハの假名を用ふべきなりフの假名は惡し今世のクツハの形丸き輪ある故其の形によりてクチの輪と云ふ事なりとおもひ誤りてフの假名を用ふべしと云ふは甚だ誤りなり上古は丸に十文字のクツハはなかりし又和名抄に久豆和都良俗にいふ久都和と云へる此の久都和にはクツワとフの假名を用ふべしクチワキツナの畧なればフの假名を用ふべきなり此のクツハとクツワとの假名の差別は數品の假名遣の書どもにいまだ辨へざる事なり契沖が和字正鑑抄貝原篤信が和字解等にもフとハとの差別を誤り軍器考にも鑣銜を久都和とフの假名を用ひたり新井筑後守もハとフとの差別を辨へざりしなり楳取魚彦が古言梯にもクツワクツワツラを擧げたるのみにてハとフとの差別を云はず是らの學者の書だにもみな然り況や定家のカナツカヒ巳下の俗書をや此の事を始めて明かに辨じ得たるものは貞丈一人なり

侍讀 侍讀といふは天子の學文の師なり君前に侍りて讀書を教へ奉る故侍讀と云ふなり後に轉じて伶人樂曲を天子に教へ奉るをも侍讀と云ふ事になれり是等は文字の侍讀に准じていふなりされば侍讀の號はすべて天子の師と云ふ總稱の如くになれり

祓 神道に祓と云ふは穢をはらひ除く事をいふなり中臣の祓は其の時によむ詞なり中臣の祓の詞は古き物なり祓の詞は只中臣の祓なるべし三種大祓の詞に坎良震巽離坤兌乾と云ふは易をもつて作りたる詞なれば我が國の祓には非ず又六根清淨の祓は佛法にて作りたるなり六根と云ふ事は佛法にて云ふ詞なりみな我が國の事には非ず後代の人の拵へたる祓なり祓は穢をはらひ清むるより外の事には用いた、す然るに神道者と云ふ輩祈禱するとして僧徒が佛經をよむまねをして種々の祓をよむはをかしき事なり祓は穢をはらふばかりにて惡事災難をはらふものには非ず佛者の百萬遍千卷陀羅尼のまねをして千度の祓百度の祓など、いかめしげにいふは笑ふべき



事なり千度萬度はくどき事なり穢をはらふには一遍にてさらりと消まるなり亦祓は神を拜む人が神事にあづかる人の穢をはらひ清むるが如し神體には穢あるまじきなりゆふだすきは袈裟のまねなり鈴は金剛鈴錫杖などのまねなりと或る人のいひけんさる事をかし又神道加持と云ふ事も心得がたし加持と云ふ事は眞言宗などの僧のするあさましき事なり又神道者は祈禱の札を配るもあり是又佛者のまねなり神代には文字なし神代より相傳せる道ならば祈禱の札など、いふ事はあるまじ其の札に朱印など押す事も又神代にはあるまじき事なり是又佛者のまねなり唯一の神道と名のる者も祈禱の札をくばるなり是皆高天原よりも我が腹を一大事とする心よりさまたし、の事をするなり又神道者は神祕といふを專として何の事をも惜しみあらはに云はぬを神祕とす神は正直を以て道とす惜み秘するは邪まにして正直にあらず天神は目にも見えす耳にも聞えず無きかと思ひは其の靈ありてあらはに見えずあらはに聞えずかくして知りがたきを名附けて神祕と云ふなり惜みかくす事を神祕といふとは大にたがひたる事なり又神道の書に冥加勸請因縁果報迷悟本地垂跡加持衆生方便など、いふ詞其の外すべて佛家の詞交りたる書はみな偽書なり兩部習合にあらずる唯一神道の書といふものに間々佛書交りたるあり心づかずして佛法の語を用ひたるなり是偽書の證なり

兩部習合神道

神道に佛道を交へ合せて本地垂跡といふ書を拵へて日本の何神は何佛のバケテ來りたるなりと云ふ類の事をいふは皆偽なり此の兩部習合は神道者も儒者も甚だ憎む者なり又別に三種の兩部習合の神道あり是は神道に儒道を交合せて周易の道理をもつて神代の事を説き五常五倫の道を附合して拵へたるものなり此の兩部習合は咎むる人なし憎む人なし○貞丈按に日本書紀の神代の卷よりして上古の事に神道と云ふ書目無し後に儒道佛道と云ふ名目あるによりて神道と云ふ事をこしらへ出でしなり

神道

神道は神祕を祭る道なり朝廷の祭法あり諸社の祭法あり皆古法を守りて改めず是より外に神道と云ふ事は有るべからず上古朝廷無爲にして雜事多からず只神祕を祭るを以て一大事としたる故に政の字を訓じてマツリゴトと云ふなり然るに神道とて人倫の教を立て、正直といふ事を宗旨として五倫五常の道及び土金の傳とて敬の字を守る事などを説き交へたるは後代の拵へ事なり是神儒兩部習合の神道なり一條兼良公より傳はれる神令と云ふ書儒道をもつて作りたるものなり近世山崎嘉右衛門垂加と云ふ儒者神道を一流立て、神儒兩部習合して世に盛んに行はる伊勢神主出口延佳なども同じ徒なり此の兩部習合も人の教の端にもなる事なれば悪事にもあらざれども眞の神道にはあらず眞の神道は神祕を祭る道より外に別の事はなし祭法は朝廷には其の有可あり諸社には巫祝ありて是をつとむ常人のすべき事には非ず神祕を祭る事あらば巫祝に就きて祭を行はしむべし祭法を學びて私に不可行日本紀神代卷を見るに吾が國の神人儒道を立て天下の人に教を垂れ給ひし事は曾て見えざれば神道に教の道を説くは後に造作したるものなり天竺に佛道あり支那には聖人の道あり日本には教の道なき故後代に至り神の教の道なりと云ふ事を立てたるなり吾が國に教道がなくばなきにしておくは正直にして其の道なくては悪き故古へより儒の道を用ふるなり儒の道を直に用ひて事足れり儒の道を作り替へて神道と號するには及ばざる事なり

忌部社之事

讚州寒川郡前山村多和神社是則ち式内の社也四國の内にて三社の御社と相聞え申候祭神は手置帆負命なり相近長尾村神正院の支配なり社領は少も無之至極の小社にて御座候以上

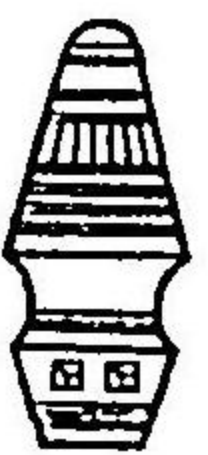
兼て被仰下候忌部社の義東郡同職中にて吟味仕候所右の趣に相聞申候尤神正院舊記などの義は如何御座候哉此段は不承候 吉成志摩







笠懸引目



五六燈のほね

この間へ板をはさみ入る事なり



はさむれのほねにはさみ入る

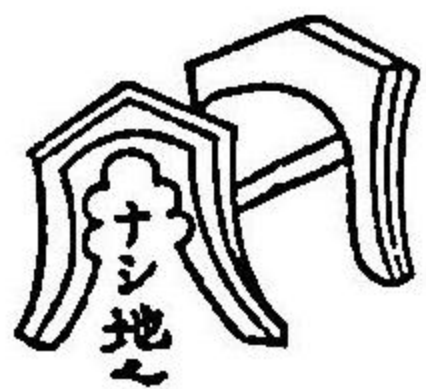
異形の鞍

寛治二年の鞍の寫しなり

酒井雅樂頭所藏水晶をこ

り入る下に五彩をほごこ

す故上にスキ通る



水晶地のくら

- 如斯水晶を入る
- ナシ地なり

半舌 半舌とは丸きものを半分にしたるなり此の燈シタサキを馬腹の方になして横にしてふむなりカクを入る、にもよし

タカカシラ帽ト  
ナリニスル

イッナカ子  
上より下る

峯ヲ立ツル右  
左エミナシ



篔竹之事

(片ウキス諸ウスキ三年竹) 篔竹は二年竹を片うきすと云ひ三年を強篔と云ひ二年にたらざる竹を諸うきすと云ふといへどもさにてはなし乍然近代の矢師皆如斯覺悟し居るゆゑ竹は五月生じて來五月までに

て月數は一年にして二年竹なり今年の五月に生じたる竹を來八月切りたるを片うきすと云ふ今年の五月に生じたる竹を三年目の八月切りたるを諸うきすと云ふ今年の五月生じたるを四年目の八月切りたるを三年竹の強篔と云ふ年久しき竹ほど目おもし矢尺に切りて一ヶ年に一錢づ、のおもみを増すといふ事舊記に出でたり  
文杖の圖 近代年中行事に見ゆ文二通挟みたる圖なり

押島口

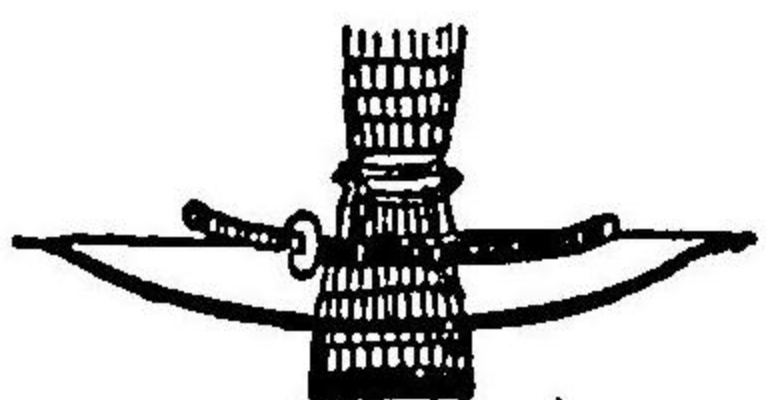
宣命一週見登一通なり

こあての事 吉田出雲守傳書にこあてと申事は弓引かぬ先によく矢先あてがひ候事なり

尻切 コンゴウは尻丸しキコンゴウは蘭草にて作るなり



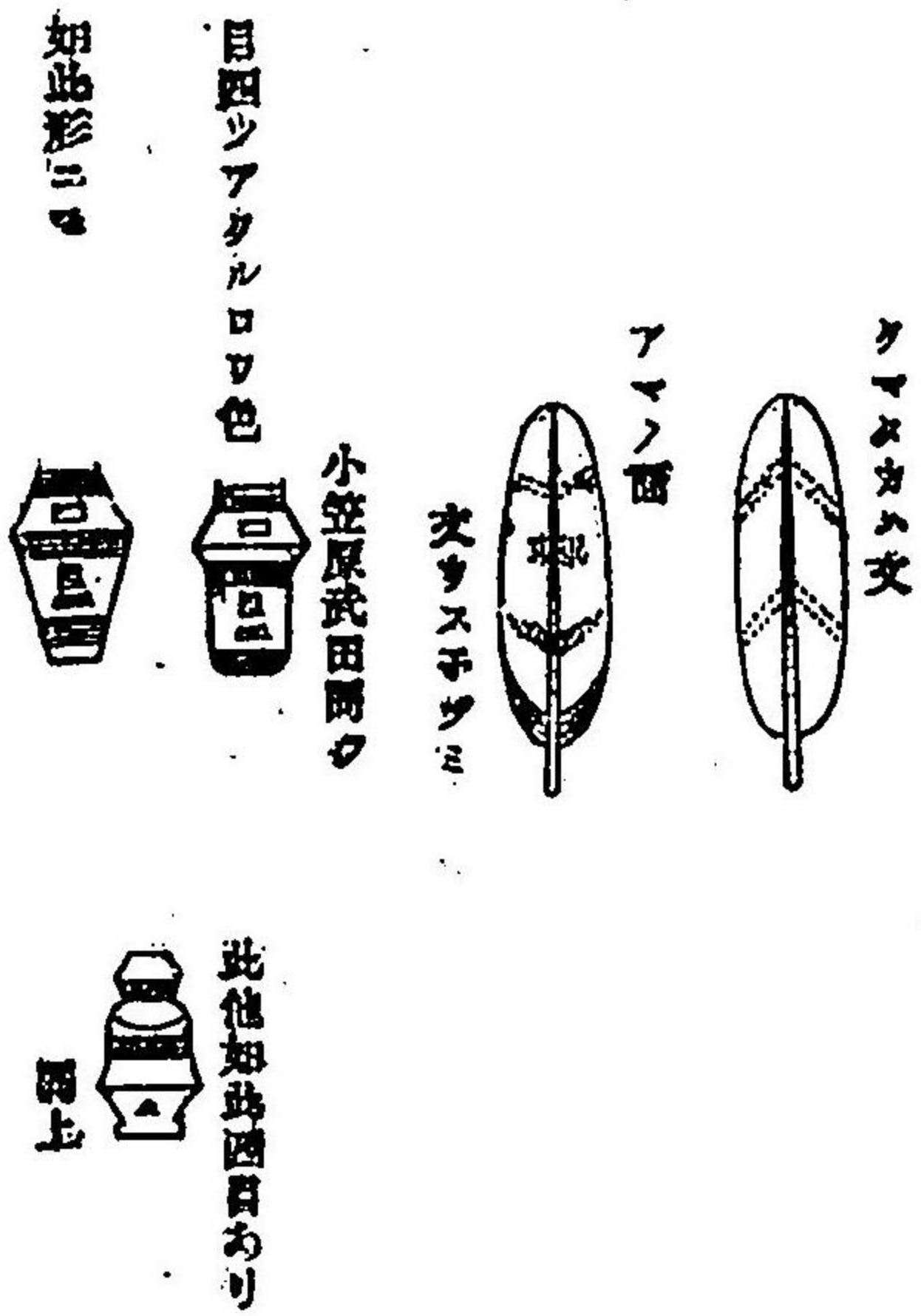
太刀に弓懸けたる體



矢羽及び小笠原武田の四目

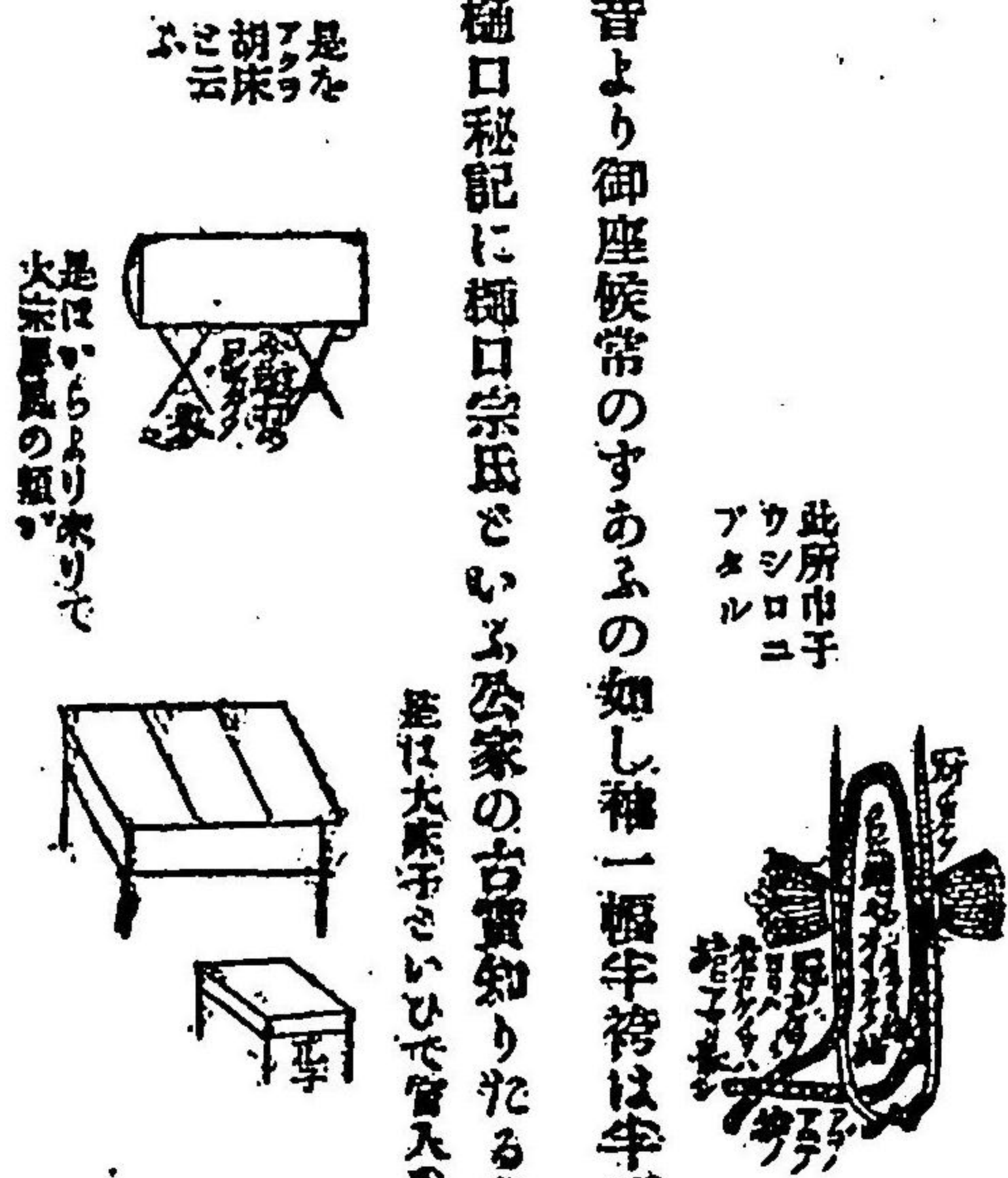


老懸かけ様



小素襖の事  
胡床大床子

昔より御座候常のすあふの如し種一様半袴は半ばかまにて御座候別の事無御座候  
種口秘記に種口宗氏といふ公家の古實知りたる者の筆記なり  
是は大床子といひて管入のコンガカウて居るものなり



以上種口秘記に見えたり右大床子と有りしにて考ふれば小き床子もあるべし  
沓籠の事 寶弓兵鑑之内 此事しれず候此書は小笠原の書にあらす他流ゆる不知候小笠原にこのことなし

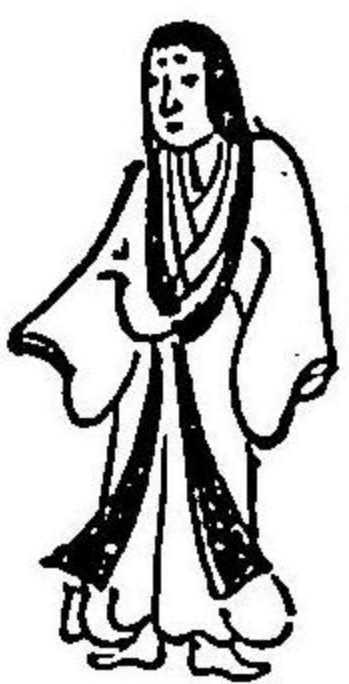
練薄物 とは堅は生緯は練やうは穀のこごとくモチリテ織るなり右三條裝束抄に見ゆ

帳臺塗籠眠藏 右三つとも同じ座敷なり帳臺は主人の常の居間なり客殿(客殿とは客に對面する所なり)の方へ出づる口に帳を垂る、故帳臺なり(帳はまくの如くなる物なりのうれんの如し)外の座敷よりも一尺ばかりも高く作る故臺の字を付くるなり此所に色々の手道具を納めおくなり下々にて寐間と同じ此の處主人寐る故眠藏とも云ふ(眠はねむるとよむなり)寐る所なる故口を多く明けず對面の口と勝手へ行く口と二方ばかり口を明けて其の外壁にてぬりふさぐ故塗こめと云ふなり

東折の事 盛衰記に東折と云ふ事あり東折とはつぼ折の事なるべしつぼ折を俗に東バシヨリと云ふ東バシヨリは東折の轉語なるべしカイドリをして如斯おくみを兩方

つぼ折

共に表へ返し細き帯をするなり下に帯をしめカイドリの後下の帯の上より細き帯をしめ前にてむすぶなりうしろをちどハシヨルなり



るぼしかた さやまきとはつか、しら



久喜 和名抄鼓(是義切和名久木)くきは納豆汁にするなつどうの事なり



簾臺



筭臺



六具 ゆかけ、むぎ、ゑびら、ほろ、小ばた、あふき六具の説近世さまざまの説候へども右の説ふる候

大口こは袴葛袴 大口は今も猿樂の能の時着る大口なり○こは袴は小素襖の下に半袴にのりをこはく付

けたるなり(常の麻上下袴に同じ)○葛袴は葛小袴なりすく、りある袴さしぬきの仕立なり裾はきぬきれにてつぎてく、り緒を通すなり(そまりける時の袴の如し)○おとし入の大口とは常の大口なりこは袴の内におとし入れて着る故おとし入と云ふなり

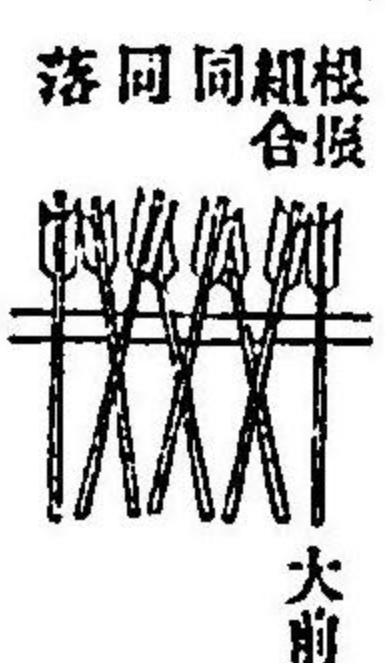
袖



大立



矢代の圖



名護屋山左衛門名越山三郎 元龜の頃尾州愛智郡中根村住人名護屋山左衛門治道と云ふものあり蒲生

家の浪人なりバツラ風流の男にて出雲巫女國と云ふものを妻とす歌舞伎を始む此の外に名越山三郎と云ふものあり斯波武衛の浪人にて越の者なり山左衛門とは別人なり

皮の事 いため皮の拵らへ様は水につけ置き取りあげてかなづちにて打つなり(皮を染めてこはくなりたるをば火にてあぶりもむべし和らかになる)

○毛皮の油をとりてこはくなりたるにはこぬか油を紙に付け皮のうちをぬぐひて角立木の角にあて、兩手に持ちて左右へ引いてもむべし木の角にてもめるなり皮の油をぬくは流川へつけおく也

○天平革正平革製法は形を薄くのべ銅に彫りすかす厚さ奉書の厚さほど也或は其のカナパンの代りに大高ダンシほどの厚き紙に柿澁を引き形をほりすかし漆にてぬりて用ふ

○平なる板のうへに毛氈を二重にして毛氈の上に白革を置き四方をちいさき鋸にて打ちつける革の上に銅板を置き銅板のうへに布を二三重おき村なく足にてふみつくさて其のうへに繪の具をつけ繪の具は染ばけの先を切りそろへて其のはけに繪の具を少しづ、つけて銅板の上より村なく打つなり紙にて作りたる形は形に水を二三箱引きてシナヤカになるやうになし水氣をよく去り上より紙を懸け押して水を去るべしさて革の上におくなり



此の外前の如し  
繪の具 は藍テフの粉を絹にて包みてしほり出す濃く出すべし赤きは蘇芳をコク煎出し是を用ふカキ色は  
スハウと墨なり青赤等共に繪の具に用ふ水は生の竹の葉を黒焼にして夫れをアクにたれて其の水にて繪の具を  
トクなり終にワラを焼きて少烟にてフスブルなり是はフルビを付くるなり(天明癸卯十二月三日酒井飛彈守殿  
より教傳なり)

伊東氏三ヶ庄 伊東宇佐美河津この三ヶ所をすべて久須美の庄といふ

十月(カムナツキ) 十月神嘗月也日本紀に曰く冬十月癸巳天皇嘗其嚴食之根天武紀に曰く五年冬十月丁酉祭幣帛於相新嘗諸神祇、神祇令に曰く季秋、神嘗祭、仲冬、上卯相嘗祭、下卯大嘗祭、此不言十月

車形錦 日本紀卷廿五孝德天皇三年十二月の條に黒冠有大小二階其大黒冠以車形裁縁其小黒冠以菱

形錦裁冠之縁 ○新千載集卷十神祇部小槻匡遠貞和元年豐受大神宮遷宮奉行の時神寶御裝束など檢知して思

ひつゞけはべる「君が代に又めぐり逢ふ小車の錦ぞ神の手向なりける」續古今集卷七神祇部太上天皇(三百首

歌の中にしきを)「小車のにしき手向る神路山又めぐり逢ふ年も來にけり」夫木集卷卅三雜の部錦題不知よ

み人しらす「小車の錦のひものどけん時君も忘れよわれもたのまじ」

所司代 式日抄に云く所司代は四職の内山名なり兩二役なり京極赤松兩名代を所司代と云ふ是は京都諸沙

汰を扱ふ人なり於京有過人不論貴賤推入擲る諸事の司なり如斯の人は尋常の人不叶なり大威勢の人な

り

様の字の事 後花園院永享四年九月足利將軍義教公鎌倉管領持氏を攻めん爲に事よせて富士見分とて駿河

國まで下向せらるこの時飛鳥井雅世卿隨身して富士紀行を書かれし發の文に公方様富士御覽と云云是古記の中  
に人を尊んで様と云ふ所見なり

八介の事 出羽秋田城介坂東相州三浦介上總下總に千葉介上總介(右號三介)伊豆狩野介遠江井伊介加賀富

樫介周防大内介(昔は北面もしくは瀧口等に召しつかはる)

神功皇后 御髮を二つに左右に分けて男子の形をなし征伐に越したまふ執斧鉞勅三軍曰金鼓無節旌旗

錯亂則士卒不整貪財多欲懷私内顧則必爲敵所虜敵少而勿侮敵強而勿屈奸暴勿聽自服勿殺遂戰勝者有

賞逃走者有罰

歌袋の事 爲親卿の御歌「徒に啼くや蛙の歌袋おろかなる身に思ひ入りつや」長さ一尺なり折返し二寸五

分なり總しめて一尺二寸五分なり横八寸三分折りかへし五分づ、なりみな糊付なり不切に付くるなり奉書二枚

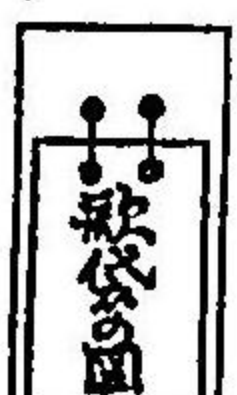
重ぬ返し裏より水引通し前にて結ぶなり

思付きたる歌の趣向を入れ置くなり此の星は昔は錦などにて

も製せしにや江記と云ふものに匡房卿の歌袋大和錦にて製せ

られし由見えたり當時公家乗いづれも大鷹紙にて製せらるもとはみちのく紙にて拵へるが本法なり

蓋文臺





八景詩歌の事 詩は南宋の詩人瑩玉湖といふ人の作なり好山水を畫けり惠宋を師として習へり西湖の淨慈寺の僧なり日本の繪を學ぶ者王澗やうと云ふはこの人なり歌は冷泉中納言爲相卿詠なり定家の孫爲家の三男なり

長絹の事 是は童形の時に着るものなりたけはその兒のせいによるべし袖の長さは一尺五寸ゆきは兒のゆびのばしてたけ高さゆびより五寸ほども長くするなり袖は半分ほころばすなり兩方の袖下に露をさげるなり五所紋の如し紐は兒のゆびにて二尺三寸ほどもなり同色は紫中はくれなる下はふしかね染めつゆ菊ごちの色も紐と同じきなり同じ下袴の事直垂の下の如しすそは一尺も八九寸も長し前こし後こしをたかのはの糸にて三はりさしにぬふなり常の三はりさしとはかはるべし〇たかのはの糸とは左よりと右よりと糸を並ぶればよりのたかの羽のふの如くなるなり

しごねの事 長時記に御座候しごねと云ふ事夏冬にかはるべし織物又た、みの表などにて仕立つるなり

鞍



牧の在所 甲州 白前牧 眞衣野牧

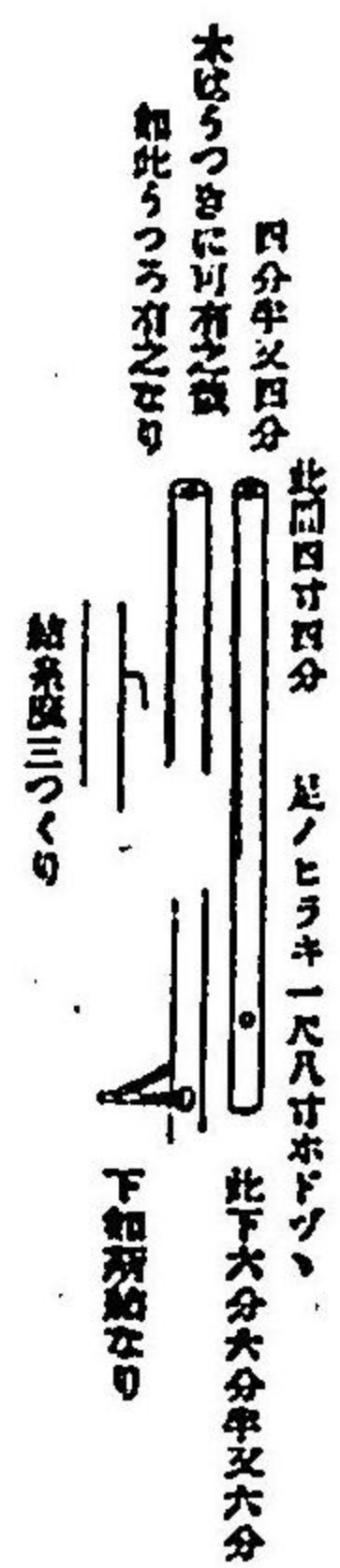
武州 石川牧 小川牧 田比牧 立野牧

信州 山鹿牧 藍原牧 岡屋牧 平井手牧 笠原牧 高信牧 宮處牧 垣原牧 大野牧

大室牧 猪屋牧 萩原牧 新治牧 長倉牧 望月牧

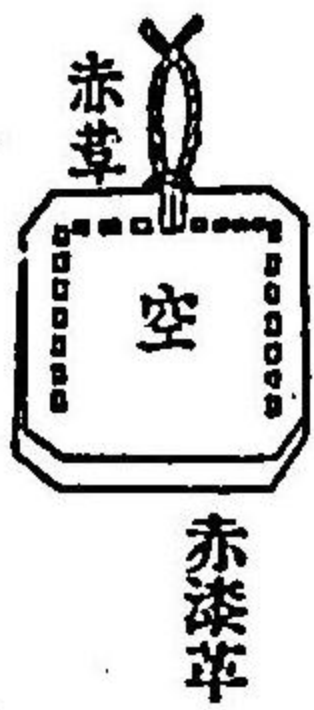
上州 利川牧 有高嶋牧 活尾牧 拜志牧 久牧 市代牧 大監牧 監山牧 新屋牧

むすび燈臺寸法 かはらけ二枚重長さ二尺五寸五分小口九の經(上にて四分半下にて六分半)



婚禮盃 曳出物 江家次第婿取次第曰公君來入自中門登自寢殿腋階水取人階沓伴舅姑相共懷臥之(成曰今俗合登之禮新先舉杯者蓋古之送也) 又曰遺曳出物馬二匹並送物(或曰曳出物之名義了以見)

菰袋



うつぼつけやう うつぼを右の脇におしあてかけ緒をうしろへ廻し帶の上を引き廻し前へとり緒二筋をうけ緒へ上より下へ引き通し緒の長き方をともにかまごの上の方くはんへ入れてうしろへ廻し左の肩のうへ、とり前へ引きおろし今一方の短き方の緒ととり合せ結ぶべし(一説に肩へ懸けぬ説ありわろし) 戸の事 戸令の義解に云く謂戸は一家を爲二戸一なり〇戸十烟といふは烟は籠なり戸幾戸と云ふ事を幾烟と云ひたるなり

やすのこほりの事 太平記五六八九寸やすのこほり〇按に大坪道禪入道があらはせし騎術の書に雲霞集と云ふものあり其の書にはを橋を馬にをしふる事高さ一尺ばかりに臺をして其の上に五六を三つわたして其上を五六度馬をわたしてわづらひなくわたると云云是によりて考ふるに五六とは材木なり四角なる材木の廣さ六寸厚さ五寸なる物を云ふなるべし八九寸も是に准すべしやすのこほりは近江國野洲の郡なるべし此所より出

安齋隨筆卷之二十三 七百七十五



す材木を其の地名によりてやすの郡と云ふなるべし

緋威赤威 延喜縫殿寮式に深緋淺緋の染式あり深緋は緋色甚だ濃くして黒くなる衣服令に深緋は四位の袍の色なり淺緋は赤し是は俗に緋と云ふ色なり衣服令に緋淺は五位の袍の色なり縫殿寮式に淺緋は綾一匹茜大十斤にて染むとみえたり然るに一條院の頃より延喜の式亂れて用ひられず一位の袍の深紫の色も四位の袍の深緋も共に黒染に成して兩色差別なくなりたり又五位の淺緋も蘇芳になりたり其の外の染式も延喜式の染式に違ふ事推して知るべし後代に至りては茜染古の染式に違ひたれば緋の色にならぬ故紅花染をもつて緋と稱す茜染は黒みありて緋にならずされば緋威の紅花染又紅威とも云ふ赤威と云ふは茜染なり古人緋の染草同じからず掌燈 節會などの時主殿寮の官人脂燭を燈し片手にちひさき炮烙の如くなるホトキ土器の中に代りの脂燭入れ(不入事もあり)たり尤も手に持ちたる脂燭の下に受けて持ちて階を昇りて主殿司と云ふ女官に渡すなり手に持ちて居る燈なる故掌燈と云ふ

弓手の鎧少短 東鑑卷十五(建久六年三月十日)將軍家爲令逢東大寺供養(給)中略(次御隨兵(中略)塙嶋平權守入道(紺地直垂整鬘毛ニテトツ押入鳥帽子)弓手鎧少短保元合戦之時被射故也)○貞丈按に紺地の直垂とは紺地の錦の直垂なるべし弓手の鎧少短とは鎧の袖なるべし○高敬按に盛衰記十九大場勢揃の條下塙嶋平權守景義に相觸れたり此の景義は保元の合戦に鎮西八郎爲朝に膝の節を射られたる大場平太が事なりとあり然れば鎧少短とは鎧の字の誤りなるべし字形も甚だ相似たり袖の字の脱字にはあるべからず庄保(庄は庄の本字) 東鑑に曰く丹後國志樂庄伊稱保領家雜掌解到來○按に和名鈔志樂屬加佐郡蓋此謂郷爲庄也然以不封地而賜田者稱莊園監之者稱莊司莊官後朱雀帝寛徳中有莊園廢停宣下保猶存

(孝徳紀)言凡戸皆五家相保(元明紀)言五保知而不告者也(拾芥抄)坊七十二坊保三百保是也字典莊田舎也唐置莊宅使唐武徳制四家爲隣四隣爲保

山東坂東 景行紀に曰く號山東諸國吾嬪國令義解に曰く山東謂信濃與上野堺山也坂東謂駿河與相模堺坂也桓武紀に曰く坂東八國又稱關八州相模武藏安房上總下總常陸上野下野也  
關東關西 關謂鈴鹿也鈴鹿關可見天武紀東鑑に曰く建仁三年八月二十七日將軍家御不例絆危急之間有御讓補沙汰以關西三十八箇國地頭職被奉讓舍弟千幡君(十歳)以關東二十八箇國地頭并總守護職被充御長子一幡君(六歳云々)

前立物 軍器要法(岡嶋良梁作寶曆九年板行)前立物是も味方の相印なり鞘巻と云ふ事も同様なり前立物は前より見る鞘巻は後に見る甲州にて惣軍の印に甲の前立物と刀の鞘に三巻と云ひて三つづ、輪を黒き鞘には白く付けたる故に前後より見て是は味方と明らかには知る、なり○貞丈云く右は古の腰刀の鞘巻の事には非ず是は甲州刀の鞘に相印をしたるなり是をもつて古代鞘巻も如斯と思ふべからず

鞘巻 とは甲州刀の相印なり古のサヤマキの事にはあらず  
北條氏康の鎧 北條氏康着具足岩摺と名つけて天正十年氏直甲州流棍ヶ原にて三河衆と對陣の節富永主膳正參吉於先陣武功有之因茲右の岩摺を參吉授之

○兜 白檀色 筋五十八間 八幡座(壹寸八分見出し穴六分) 目庇二寸二分 裏朱塗 鍔五枚下り紅糸つゝり忍緒三所付 黄金織物  
○頬當 惣朱塗尤鼻あり但耳の形植髭ありヨタレカケ五枚下り



○小手 惣黒ぬり表地純子茶色裏紺糸布小手形肩脇當の如く成物付有之臂の所はなれて袴かけなり惣くさ  
りランデン飄草金物二つづ、有之

○洞 白椀塗下を上へかさぬる前九枚一枚づ、壹寸一分づ、但し脇一枚共 脇一枚宛 後九枚後に母衣付  
四分一の銀あり一寸七分尤カツタリ有り但し受筒は無之

乳繩三尺三寸五分廻下にて二尺九寸五分

○ 下放五枚下り黒塗小扎但し糸紺なり

○ 佩立五枚是は上を下へ重ね但し廿四枚づ、惣黒塗表地裏小手と同じ

○ 脇當タテアゲ裏紺糸布 外に氏康より賜ふ脇差一尺七寸直ヤキ越前住千代鶴作但し拵は無之

右小普請組丹羽五左衛門支配富永初負家傳なり

かつらめの圖 白布一丈二尺布を廣げてひ

たひにあてうしろへ廻し前へとり兩はしを折り

圖の如くはさみ置くなり此の布をびなんかつら

と云ふ古へ賤しき女の體なり



建寺 祇園方丈 釣鯉得書 事類全書

建寺之始漢明帝於東都門外立精舍以處攝摩騰竺法蘭即白馬寺也騰始自西域以白馬馱經來止鴻臚  
寺遂取寺名一擲置白馬寺即僧寺之始也(事物紀原) ○祇園布施佛大檀越須達多長者居舍衛國常施孤獨

故曰俗孤獨因往生舍城護彌長者家為男求娶因見其家請佛說法須達本事外道忽聞佛法生歡喜心  
接足作禮而白佛言我舍衛國人多信邪弟子欲營精舍請佛任化佛點受請即遣舍利弗指授規則徧處永  
蹈唯有祇園太子一園廣八十頃林木鬱茂幽靜可居既得勝地往白太子戲曰滿以金布便當相與須達出金  
布八十頃精舍告成九千二百處白王遣使請佛安居(經律異相) ○方丈唐顯慶中王玄策使西域至毗耶城  
(晉舍窠相)有維摩居士石室以手板縱橫量之得十笏故名方丈(書言故事註手板長一尺) ○釣鯉得書  
呂望年七十釣於渭渚三日三夜魚無食者與農人者古之先賢也謂望曰子將復釣必細其綸芳其餌徐  
而投之無令魚駭望如其言釣得鮒次得鯉列腹得書文曰呂望封于齊望知富貴(藝文類聚)

品々聞書(北村抄) 後醍醐院の御好色の事書きたる書にながとの中將と云ふ草紙あり其の草紙に家隆のむ  
すめ小宰相と云ふ女房の詞に人のめすいらへには男はよと申し女はなと申すなりとあり○裝束のものやうに箱形  
と云ふあり人しらぬ事なり固文うと紋ともにあるなり口如斯もの、よし野宮殿の説なり○臥蝶(千種殿フセン  
テウトかくは寫書の誤なり) 浮線綾の事なり浮線綾の文は蝶を三つ丸にせしものなりふるき紋にて同紋につく  
るなり中の紋は家の紋を付くるもありてさまざまなり○兵庫鑲は兵庫寮の細工人の作りたるなり○天子の御し  
んなる事をみかうしといひ起き給ふを御ひると云ふよし其の時女嬭ふれあるくよしなり侍中群要に曰く御湯殿  
事藏人承仰出納若御藏小舍人御物忌時者前日仰主殿寮官人可籠候之由供時隨女官催取殿上弓(若無時  
石近衛陣弓)參候後涼殿廂長押下(當御湯殿西南方之鳴弦) 又云く藏人若非藏人取弓參御湯殿奉仕鳴弦也  
○京今宮人加茂の在所より三月九日か十日にしゃぐまはかまつばをりにてをざりもてはやしゆく事あり安原花  
と云ふ祭なり此の歌のしやうがを寂連法師かけるが今宮別當鈴木左近かたに掛ものにしてある由右寫法乾録に



あり  
 僧中役名 都寺、監寺(常住の財物を司る) 知客(客あしらひなり) 藏主(クラを司る) 殿主(殿を司る)  
 閣主(閣を司る) 化主(化縁を司る) 浴主(浴室を司る) 塔頭(塔を司る) 飯頭(飯を司る) 茶頭(茶を司る)  
 菜頭(茶園を司る) 淨頭(東廁を司るセツチンなり) 維那、侍者、書記、首座、  
 猿樂尾籠嗚呼 三代實錄に内藏富繼長尾米繼伎善散樂令人大咲○按に今世に猿樂といふは散樂の轉語  
 なり尾籠は嗚呼なり(ヲコカマシヲコノ人などいふ) 尾籠の二字今音をもつて唱ふる故其の儀通じ難しヲコと  
 訓むべし

素服 日本紀(仁德紀)素服同(天智紀)訓阿佐毛乃美會所謂葛衣也古今集に云く「藤ころもはつる、糸  
 はわび人の涙の玉のをとぞなりける」和名抄に不知古路毛古事記(應神記)取布運葛一宿之間織縫衣襪襪  
 沓源氏物語に藤の御ぞにやつれ給へる明星抄に曰く本義は藤の皮にて織る布なり御素服に布を用ふる此の義  
 なり  
 ふすののころこ

十題百首御歌

後京極攝政

おごろかぬ臥猪の床のねふり哉さしても夢に過くる此の世を

久安百首

待賢門院安藝

戀をしてふすの床はまごろまでぬたうらまます夜はの寝さめに

後鳥羽院

おく山のふすの床やあれぬらむかるともたえぬ雪の下しは

信實朝臣

うち絶えてさのみふすのころこつめにかるもの亂れ朽ちやはてなん

志々羅地の綾 志々羅なき熨斗目の綾熨地固物なり

轉法輪前左大臣實治公御袍の紋 大サ曲尺七寸



先年實治公の御  
袍の紋の寫なり

坂東八平氏 千葉 上總 三浦 土肥 秩父 大庭 梶原 長尾

鎌倉八家 千葉 小山 長沼 結城 佐竹 小田 宇都宮 那須

武藏七黨 丹治 兒玉 猪俣 私市 西野 横山 都築

鎮西九黨 大友 秋月 惟任 戸次 山澄 菊地 原田 松浦 惟宗

守護 賴朝卿に總追捕使を勅許ありし已來諸國に守護を置かれて其の國の五十分一を領し國府に有りて國司  
 と相共に事を執行せりとぞ畢竟朝廷より置る、國司は文事を以て政事をとり武家より置く所の守護は武備を以  
 て非常を正すの儀なり

押領使 國司に非ずして二郡も三郡も代々領する者を云ふ隣邊に一揆などの起る時は公命を蒙り私の武職  
 を以て是を平らけ彼の地を勳功の賞に賜はり代々領し來たるを言ふ奥の御館秀衡などは六郡の押領使たるよし  
 東鑑に見えたり此の類なり

郡司 往古は一國に守介掾目等の四分あり一郡に大領少領主政主帳を置かる則ち大領已下を郡司と云ふ今世



に郡代と云ふが如し國司の指揮に隨ひ村里を治むる者なり古き書の中に所謂出羽郡司或は安藝の大領など云ふ類是なり

馬藥方名 馬醫にて用ふる藥種の内稻垣主馬に相尋候處左之通申聞候由

○もちなへ 是は稻を茹とり候跡に出候稻の事之由

○さゑんとう 是は主らん草の事なるよしさゑんとうと申はいづれの書にも見え不申候

○かきとおり 是は葵の葉の如くにて小さ葉なりつる物の由拂底なる物にて先年吹上の土手に御

座候由

○はういふなはら 是はふるはうと申物の由拂底なる物にて先年駒場野にて見かけ候よし

いちひはゞきの事 冥曲集(玉林苑下競馬同卷諸藝興)鏡にかゝる莫イナヒまでもゆゝしくぞ覺ゆる



貞丈按に莫はからむしと云ふ草なり麻のたぐひなり此の草の皮をはぎとりてあみて脛巾を作りたるを莫脛巾と云ふなりその名古記録に見えたり衛府の官人是をはく事あり其の形古書に見えたりその脛巾のすその方長くして足の甲にかゝりて猶あまり垂れて地に曳くなり競馬の時近衛司の隨身このいちひはゞきをはきて馬にのれば彼のはゞきのすそ垂れ下りて鏡にかゝるなり其の様故ありげに見ゆると云ふ事なり

鹿嶋小差繩の事 此の名目はもし鹿島流にて用ふる所の小さし繩と云ふ事歟推量して大坪流の傳書を尋ねざぐりに彼の傳書には見えず大坪流はもとは鹿島流と云ひしなり大坪道禪入道鹿島明神に祈りて馬術の妙

を得し故なり右の如くなれば鹿島流の小さし繩と云ふ事にてなし○貞丈按に鹿島明神は常陸國鹿島と云ふ所に神社あり故に鹿島大明神と云ふ神の御名をば經津主神と申し又武甕槌命とも申すなり此の神代にて武勇ありし故大將となりて日本の惡神どもを退治し給へり人代に及びても神武天皇東國を征伐し給ふ時に此の神より劔を奉り給ひて此のつるぎを以て東國を鎮め給ひしなり此の劔を經津の御靈の劔とも國平劔とも申候此の事日本紀に委しく見えたり然る間鹿島大明神を軍神と崇め奉るさるによりて弓馬武藝をば此の神に祈り申す事なりさて小さし繩を鹿島の小さしなはと名付くるは此の繩何にもかにも用ひて重寶なる繩にてある故褒美の心にて鹿島の神の授け給ひしにはあらざれども至りて重寶なる故しか名付けしなるべし鹿嶋明神は前に云ふ如く武神なるが故なり

小松殿教訓抄の事 父に對しては諫と云ふべし教訓とは云ふべからず初に小松三位中將乍恐申上教訓狀とあり是は維盛なり終に與書して小松内大臣とあり是は重盛なり其の教訓狀の書人別なり○貞丈按に與書に平家の一族みな西海に沈むとあり重盛も清盛も一族西海に沈みしは兩人死後の事なり然らば知らぬ筈なり宛所に入道清盛とあり小松内大臣子の身として父の實名を書き殿字も書かざる事は等後の人の加筆なり○一書の體は古き書なり第卅四條に德政の事あり東鑑に德政と云ふは仁德の政をさして云ふ借物を返さぬを德政と云ふは東山殿已來の事なり永祿にも德政ありし此の事をもつて考ふるに此の書は天文永祿の頃書きし物なるべし四十六條料理庖丁の條にわざしの事あり是亦東山殿の頃よりわざしを顯はしてさし、事も間々ありしなりこれらを見れば天文永祿の頃の人書きて置きしを後人小松の教訓と取りなして題號與書を加へたるなり又四十條養子の事を書きたるに將軍と成り官領と生るとあり是又室町殿已來の人の詞なり



天狗の事 結尾祿に曰く世に云ふ天狗は飛天夜叉也。唐言に既に云へり又廣西通志に云ひたるも世に云ふ天狗の事とみえたり。廣西通志に云く池州近山牧童十餘人聚而戲或歌舞或吹笛惜方洽忽見山半一人約長二丈面闊三尺餘長倍之被髮烏髭背有二翼俯視群童爲樂嬉然而笑少間垂舌長過腹群童大驚皆反走其人能夷語連呼曰合合勿驚勿去乃歌舞吹笛以樂令群童復聚吹笛歌舞焉其人喜拊手大笑聲振林樾已而復垂舌如故久之乃去遂不復見。

二毛の事 同書カミキリたる馬をヤリホウシト云フワロシカミキリたる馬とも云ふなり又イカシラナル馬とも云ふなり(大坪流傳書好立白雲雀毛火性と候はふしんに存候其故はかす毛とひばり毛とは此の二毛何の馬にもさす毛にて候へば性有間敷と存候)○高忠傳書の相傳△二毛とはにたる毛と書くは此の秘傳はさる毛に似たるによりての事と云見しるやうは毛色の様は同じやうなり云云毛かはるなりと云云仁毛と云ふは又色々ふちあひのゆきあひたるやうなるをに毛と云ふ是をば本文には二毛とかやうに書き候と云云此のけなご、申事を陣にきらふやうなる事をみやうせんとは是をも云ふなり同書大坪に云ふ馬の尺をさす物を尺杖と云ふはわろし尺さしと云ふべし又ヨコにあてて見を計る物をばブンギと云ふなり分木なり

賀茂氏 賀茂神主改補の事實太平記に賀茂の神主職の事は恩補次第ある事なるに基久が女子の事に依りて伏見宮帥宮三度天位をかへさせ給ふごとに基久貞久三四年が間に三度迄改補せられしと記しぬれども分明にしる人なし總じて賀茂別當皇太神宮の社職百六十一家あり上職を七家と云ひ七家始め五位にす、み正三位に昇る勅許にて十年づ、神職をつとむ七家とは其の次第鳥居大路先祖成年松下先祖成久林先祖重助子孫正稅宣職四品始此の三家とも兄弟よりわかる永承年中の頃に成實と云ふ人あり其の子成助其の子成繼と相續す成繼の子成平

成文重助と云ふ此の三人家を分ちて右の三家と稱す

森先祖經久 梅辻(松下より出づ正三位始め)富野(森より出づ)岡本(林より出づ)

此の七家の外の百餘家始め五位にす、み四位の正下に昇る彼の基久森家にて貞久は松下家也然るに基久むすめを帥宮に奉仕して伏見宮に奉りし故は伏見宮即位の時は貞久が任職十年にみたすといへども退けて基久に補せられ帥宮即位ましくては先の御憤に依りて基久を退けて貞久に返されし事を云ふなり(加茂系圖加茂氏人傳説)今按に太平記に基久が事を父は賤しくして母なん藤原なりければと伊勢物語の詞をかりて記しぬれども姓氏録に加茂縣主は神魂命の孫武津身の命の後なりと記す舊事本紀を考ふるに神魂命饒速日命にしたがひ天降れる三十二神の内にして藤原の祖天兒屋命と同列の神なり殊に松下の氏久以鳥羽上皇之末子爲神主といへる傳へなどもある如きは其の姓氏においては賤しと云ふべきに非ず是無稽のあやまちなり

兼好が墓 吉田兼好師直をそむきて後伊賀國阿部多那尾村國見村に引きこもり住せしと云ひ傳へて其の墓今彼所にあり犬著聞舊記拾遺物語五冊(伊澤幡龍子の作)

犬神人の事 京都建仁寺の門前に弦女會と云ふものあり常に沓を作りて商ひぬ相傳へて云ふ傳教大師入唐して歸朝の時人にをしへて沓を作らしむ又弓の弦を作りて營みとす其の子孫相續して建仁寺町にあり毎年六月祇園會常の例にて此の人神輿を昇きし是を世に犬神人と云ふ

天台宗の官名 天台宗にて大藏卿治部卿右中將大納言など新發意を云ふは昔は親の大納言なれば其の子の新發意を大納言と云ひ今父は賤しき者なれども新發意に官名を呼ぶなり是を君名といふ

火打袋の歌 拾遺集に遠き國へまかりける友たちに火打袋にそへてつかはしける「此のたびも吾を忘れぬ



ものならばうちみるたびにおもひ出でなん」兼好集に淨辨律師が筑紫へまかり待りしに火打を遺すこと「打ち捨てていかまし道のはるけきにしるに思ひをたぐへてぞやる」

小サ刀太刀野太刀サヤ巻の事 小サ刀文字の事短刀の字は和名抄に能太知とあり小サ刀の事とも定めがたし林春齋が犬追物御覽記にチヒサ刀を短刀と記しぬいかなる據ありて書けるかおぼつかなし亦和名抄に小刀加太奈とあるも是チヒサ刀なるべし延喜式に刀子とあるも是なるべし室町殿の頃の書に刀とのみいへるはみなチヒサ刀の事なりチヒサ刀の名目新田義貞の記に見えれば古へより書きたる事なり又解平刀は武備志に出でたり明國の人我が國人の帶したるを見て彼方より付けたるなれば此方にては用ふまじき物歟されども解平刀は小サ刀にてたれり又ヒ首は小サ刀に非ず小刀の字を用ふるをよしとすべし小サ刀古數名あり小サ刀、刀、腰刀、腰物、サスガ、サヤマキ、サウマキ、此の内サヤマキと云ふは鞘にキザミメあるを云ふキザミメなきは畧なり○和名抄大刀(太知)小刀(加太奈)長刀(奈加太知)短刀(能太知)○長刀短刀相對したる名なれば太刀の長きを奈加太遲とも云ひ短きを能太知と云ひたるか此の時代の事は詳ならず長刀の字和名抄にナガタチと訓じ今はナギナタと訓す訓義も古今沿革あり名質相異なり○平家物語に行家片手には野太刀を持ち片手には金作の小太刀を持つと云ふ事あり此の野太刀は裝束の時に佩く野劔の事なるべし和名抄の短刀にも非ず後代武士戰場に用ふる五六尺の野太刀と云ふものにもあらざるべし小太刀とあるは只太刀の短きなるべし小サ刀には非ず小サ刀の事を小太刀とは記すべからず○軍器考に知以佐加太奈云々尋常に腰刀にさし添候刀と云ふ物は古の太刀の身を鞘巻の様に飾れる者なり此の刀と云ふ物の出来しより鞘巻の刀を知以佐加太奈と名付けたり(此の段むづかしき書様なりウチ刀は長き物故夫に對してチヒサ刀と名付けしなるべし此の條に白石がウチ刀とい

はざるは今の刀をウチ刀には非ずと思ふ故にむづかしき事を云ひたるなり軍器考刀劔部は誤多し)○職人盡歌合に云云鞘巻キリサヤマキは刀の名也サヤマキキリと云ふはサヤマキノサヤを切り作る匠の事を云ふなり○義家朝臣の刀云云圖も軍器考に見え申候軍器考圖式に義家朝臣の刀とて圖を出したるは只のサヤマキにて是はエビサヤマキと云ふ物なり海老のカラの如く作りたるなり予が家記の内にエビサヤマキにはヒキメ下緒を付くと云ふ事あり(引目草は此の巻初丁のウラに圖ありつきて可<sub>レ</sub>見)○越知久爲考書に云く小サ刀を古の打刀にそへてさす故に脇差と云云(是は誤りなり小サ刀と脇差一物に非ず伊勢守貞親教訓書に云云)○一説に戒刀と書きてサスガと訓す戒刀と書きてサスガとよむ事げにも僻説なり

紅葉かさねの禮と申事 此の事は公家方にも武家にも曾てなき事にて候是は水島ト也など、云ふもの、例の作り事にてあるべく候紅葉かさねの薄様に艶書をした、めたりと申す事すべて艶書の薄様かさねは衣のかさねによりてかさねる事にて候衣と云ふは五つ衣として宮女の着し候物にて候俗に十二ひとへと云ふ物にて候紅葉かさねは 黄色三ツ 山吹の(こきうすき)一かさね紅の(こきうすき)一かさね すはう一ツ 以上九つかさねと是はきぬのかさねやうなり ○一條禪閣兼良公の御抄に見えたりうすやうの重ね様は右に准じて表紅うら黄に重ね候艶書は歌にもみちをよみ候へば紅葉かさね歌に花をよみ候は、さくら重ねなどをを用ひ候事古き例にて候其餘は准じしるべし草木の枝に付くる事もその歌のものに付候 鶉紙と云ふ紙の事 結尾録に鶉紙と云ふ紙あり六條爲顯和歌を書かれし紙なり日に透し見ればうづらの文みゆ世に是を鶉切と云ふ

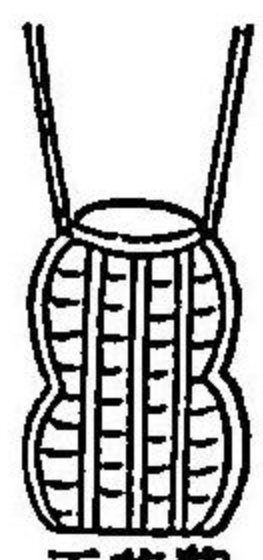
利休居士酒盃の銘 一盃人飲酒二盃酒飲酒三杯酒飲人



鮭一尺 鮭一尺は一隻の音を借りて云ふと或説○貞丈按に鮭一尺とあり陸奥國仙臺松前南部等の方言にて魚一尾を一尺といひ習はしたるか他國にも云ふなるべし鮭鱒奥州より出づるなり

下妻氏 下妻氏は源三位頼政の後裔なりと其の鶴を射し弓矢今に其の家により小兒夜啼に此の弓矢を壁間に懸くれば忽ち止む常の長よりも長く四羽なり

楠正成の咽輪 楠正成の咽輪と云ふものを伊賀名張の主所藏せりもと河内の觀心寺にあり楠氏の着せしものといふ



紫打糸にて縫ふ  
故糸  
正平革

牛宿 或人云く牛宿は鬼門に當る故是を避くべし壺井氏又云く陣幕の乳は廿八宿に象るなりと廿八乳結ふべきを廿七乳あるは牛宿を避くるなりと

ウツボ柱 箱トヒなり雨水をうくるなりウツボと云ふは中の空なるを云ふ

布引の日 禁秘御抄にあり此の事中右記に詳なり布引は今の相撲首引唐土の披河の戯なり天子殿前へ力者をめして布を引き兩方の力者に引かしめ勝負を決せしむるなり

蔭補 増續韻府卷廿補の字の條に唐書卷百八十列傳百五李德裕の傳を引きて其の文左の如し

祖父官蔭子孫曰蔭補唐李德裕以蔭補授書郎

破魔弓 大和國吉野郡上市村の人(嶋田元彌)ものがたりに大和國にて正月小兒の戯にはま弓をいる其の的細を巻きて輪を作る徑壹尺ほど中に空あり徑三寸ばかりなり形鍋敷と云ふもの、如し是をはま弓と云ふ小兒並

び立ちて右のはまをまらばしやり射てあなたより又まらばし返して射るなり如斯射るをはま弓を射ると云ふはま弓とははまをころばすと云ふ事なるべしころばすはまらばすなり夫を射る弓を破魔弓と云ふ江戸にて弄ぶはま弓に同じと

永樂錢京錢金壹歩判烟草米價 奥州會津年譜に云く第百十代正親町院永祿元年丁卯同十年丁卯自

年用永樂錢按に永樂を用ふる事天文の未なるべし未審第百八代後陽成院文祿四年己亥此の年金一步始まる莫草始めて用ひらる○貞丈按に烟始なり丹波姑なり莫草別なり倭俗誤る同十五年庚戌九月十日拾永樂通寶錢用京錢京錢者歷代之雜錢也傳云駿府大相公一夕夢換城醒告忌於本多佐渡守敬白是公不所可思志路可相換太易也以京錢換永樂公尤容其言終如此云其事は倭俗謂錢曰代物の訓志路なり故に取義事然也第百六代後奈良院享祿三年(庚寅)世上豐年會津米價一升十五六錢

片色の事はうれいの事 村井敬義云く當時片色とばかり申候へ共練の事にて御座候色はいづれと限り申候義に無御座候練の地合宜敷熨斗目地位之品を差て片色と申し候夫故紅片色或は桃色片色鐵色片色など申候事此道商者之申候事世上へ相用候様に相成候義と奉存候依て申上候今世上にて木綿わたをほうれいと申候是は京都にては一向不申候事に御座候京都にては木綿或は唐綿と申候今は勢州にて澤山作り候へども古名を稱申候様に相成ほうれいが所の名やら綿の事やら何方の看板にも假字ばかりにて書事可笑事に御座候眞桑瓜を只まくわとばかり申候と同日の談に御座候

車のかも 拾遺集雜下能宣くるまのかもを乞に遣して侍りけるに侍らすといひて侍りければ藤原仲文「かをさして馬といふ人ありければかをもをしと思ふなるべし」かへし「なしといへばをしむかもとや思ふらん



鹿や馬をも云ふべかるらん」かもはかもしかの事なり車の内のしとねにかもしかの皮をしくなり

**薄墨紙** 薄墨紙又紙屋紙と云ふ山城紙屋川にてすく紙なり延喜式には熟紙と云ひ又宿紙とも云ふ反古をふた、び漉きかへしたるなり江談抄にも見えたり熟紙をシユクシと清みて云ふ故宿紙と書くべし

**鈴舟の歌** 夫木抄和歌抄卷廿二雜の部四野の部に千五百番歌合（すまのうへの攝津）法橋顯昭「す、舟をよする音にやさわぐらん須磨のうへのにき、すなくなり」

**マガリの事** つれづれ、草にまがりにて水のみし事まがりは檜木のまげ物なり六帖に「ひのおものまがりをつくるたをやめの扇の音もえやは忘る、」ひのおものは毎日の御膳なりまがりを告ぐるは御膳を撤して檜曲と云ふ物に入れて退くなり毎日新しきをつくるは告ぐるなり御膳を退くべき曲物を告ぐるなり扇をならすは陪膳の女官只今御膳めし終りたるま、手水の人御膳をすべらかされよと告げ知らする爲に扇を二つ三つ開きてならす相圖の音なり檜曲毎日膳毎に新敷を用ふる故殿上の間の次なる臺盤にあるよしに候

右秋奇和國物語にあり略記す又別に樋口秘圖あり曲物に非す

**装束に打と云ふ事** ○装束抄に打と云ふ事紅打衣などの類是は砧にて打ちて光りを出だしたるなり後世は板引にかへたれども古の義にまかせて打ちと云ふなり春冬フクサバリ夏秋は板引○板引とは黒漆の板に黏を引きて張りつけてよくほして引きはなち候へば光り出づるなり○盤イッパ又イッパらすとも云ふは張りたるを貝にてすりて光りを出すを云ふ○引倍支ウキヘサシと云ふは宸翰装束抄に單の事單文の綾紅に添へて用之夏冬はフクサバリ捨緒を春秋は張單とて板引にするなり色春冬同じきなり是を夏はヒヘギとも號するなり至りて老人は白くて用ふるなり淨衣 全體布衣なり裁縫狩衣に同じ

カントモノヲ 日本紀素盞男尊斯大蛇一章一書

**神部** 兼良曰く神部掌神事之意也（通澄曰今按登毛乃乎古事記伴緒）同別一書葦原醜男玉木翁曰葦原醜男者威勇可畏之稱猶言天下英雄也○貞丈按に酸醜之對

安齋隨筆卷之二十三終



### 安齋隨筆卷之二十四

古の鎧 ○冑に吹返しあり今無之天へんの穴座たて違ひて有之天へんの穴ひろし○鎧右の方は明きてあり夫故脇楯をもつて明きたる所をふさぐ今は右あけずして右にて合する故脇楯なし○古の胴は草摺三下りあり前に一つ射向に一つおし付に一つあり脇楯に草摺一つ付く草すり四つなり今は七つあり古の胴は草摺三下り○後に逆板ありあびまきあり今はさか板なしあびまきなし今はかつたりあり下にうけ筒あり胸板に竝走りの革あり今はなし○袖に水呑の緒あり今はなし○古へは胴も袖も草摺もうけうらなくアガキあり今はうけうらありてかたくしてアガキなし○古へはゆるぎの糸短し今は長し○古へは肩あてなし今は肩當あり○古へはわだかみの上障子の板あり今はなし○古へはわだかみのはしに小ヒレなし今はあり○古へはワキアテエリマキなどを不用今はあり

うきす篋の事 下學集にうきすは手を嫌ふものなれば好みによるとなり古へよりうきすの名物と云ふは佐渡篋なり信州知久のヒトカマと云ふを用ふるなりされどもかたうきす徳多し○知久は所の名か○一トカマと云ふも所の名か○或本に鎌倉篋とあり  
すきあふきの考 雅亮裝束抄(わらはのさうぞくかきみのしやうの事) 手をもたげさせてすきあふきをもちたすと云云中山桑陰云く雅亮抄にすきあふきとあるにすきのきの字に濁點をさして傍註に杉扇と書きたりこれ誤りなるべし五節の古畫をみるに舞妓扇をさしかざしたるが肩の外へ顔のすき通り見ゆる體に畫きたり是透扇なるべし杉扇にはあるべからずいかと思ひ給ふや○貞丈答へて云く傍抄加茂祭の使の事の條に後袖註左方

彫透下仕立形<sup>シモツカヒ</sup> 著紅葉薄様五蒲菰染衣一透扇とみえたりされば透扇の考あたれり

犬張子の事 禁裏にて紫宸殿清涼殿と云ふ御殿の御帳臺の中に狛犬を置かる又御帳の傍にも狛犬を置かる榮花物語には帳の中のこま犬の目の光りと云ふ事あり又源氏物語枕草紙等にもみえたり狛犬と云ふは唐犬の形の如くにて尾などは唐獅子に似たる形に作るなり犬張子を小兒の傍におくもこの狛犬を置かる、心なり犬は魔を退くるものなるゆゑなり又御即位の時承明門と云ふ御門の左右にも狛犬を置くなり又所々の神前にも狛犬をおくなり

起請文之事 文言に伊豆國箱根兩所の權現を書すること後堀河院貞永元壬辰年鎌倉將軍頼經の時執權北條武藏守平泰時奉行頭人等と俱に政事に私せまじと連判の起請文を書きし時伊豆箱根の神名を書載せられしなり是は相模國にてのことなる故其國の神名を書たるなり今は他國の人も伊豆箱根を書く事になりたり他國の人は其の國々の名を書くべしなり

京都將軍御所 京雀一名獨案内に西洞院通安樂寺の小路此町西行に御所のうちとて屋敷あり古へ尊氏將軍より代々公方家として光源院義輝公まで此の御所におはしけるを三好修理太夫がむほんして義輝を討ち奉るより此の御所荒れはてたり

鉢叩 四條坊門通た、き町(油の小路へ行く町なり) 此の町南行に鉢叩住み侍る是古へ空也上人の跡なり極樂院と名付く其頃空也上人御つれ、の時を慰めまゐらせし鹿あり或時兩日見え來らざりければ獵師に逢ひて問ひ給ふに其の鹿は狩人の矢にかゝりて殺されたりと申す上人歎きおぼして其の角を乞ひ求めて杖につき彼の獵師に近づき佛の道を示されしかば獵師も年ごろ恐しき罪つくりし事を悔い悲しみ終に發心して念佛唱へけり



瓢箪を打ちた、き修行しける故に今も鉢叩と名付く其のふしを付けて申すなる事は空也上人のつくりて教へ給ひし佛語なり彼の杖につき給ひし鹿の角は今も極樂院の什物として去る頃後光明院崩御の御中陰に此所より鉢た、き十人打ちつれて般若院に参り念佛唱へて諷吟しける時に彼の角をさ、げて白洲に立ちたりけるをまのあたり見侍り世にたぐひなき大なる五支の鹿角なり又常には鉢叩ども茶筌を作りて賣り侍る

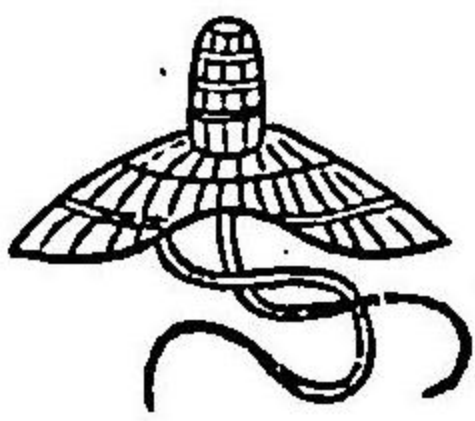
犬神人 五條橋通東へ四筋目えびす町晴明が塚の横丁を北みかど町と云ふその東の町を八坂といふ祇園の犬神人の住む町なり弓矢弦毛沓など作りて業といたす(以上京都獨案内)

あやの笠の事 或は麥わらにて作り或は籐にて作り或は檜のうす板にて組みて作る何れも本式にはあらざるか按に古書今昔物語などに綾蘭笠とあり又あやのがさとあり蘭は壘の表に織る草なりあは蘭の仮名なり後三年合戦の繪にあやの笠をもえぎ色に彩色たり蘭の色青き故なるべし又文安御即位調度の圖には色うす黄に少し赤みある色に色どりたり是はびりやうの葉にて笠の上を葺けるなればびりやうの葉のかれたる色なりあやの笠のふるき圖は右の御即位の圖を以て正とすべし其の圖左の如し

文安御即位調度の圖  
此の圖蘭笠とあり蘭  
にて作る證據なり



又按に笠の大きは  
徑一尺二寸計も  
あるべきなり



後三年の繪に見えたるは小く見えたり(人形の大きをもつて大小をいふなり)又笠のうへのつのは餘り太くは有べからず冠の巾子程もあるべし古への人は頂の上に髻を置くがゆるもと、りを入れんが爲に巾子あり笠にも髻を可入爲に角を立てたり後三年の繪に角を紐にてゆひし形みえたり是は角のうへより髻を結びて笠を留め

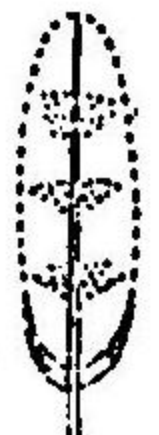
おくべきためなり然ればつのはふとくはつくるまじきなり田樂法師の笠にはつのはなし今も祭の田樂笠には角なし田樂笠には風體あり是は舞をざるにひらめきて風流あらしめんがために風袋を付けたるべし今田舎などにてやぶさめ射る笠に風袋あるは又後三年の繪の角をゆひし紐のあまりの垂れたるにかたとるなるべしもとは風體はあるまじきにや又云くあやの笠は古へは常に用ひし日でり笠にて雜具なり古きもの語をみて知るべし今は絶えたるものなれば珍らしき物には成りたりさればさのみ寸尺法式などはなきものなり蘭にてあみ其の形古の繪に似たらんは古にかはらぬ綾蘭笠なるべしむづかしく秘傳など云ふ事はあるまじき事なり  
あまのおもての羽の事 あまのおもての羽太平記平家物語長門本等に見えたり羽の形をえがける物に人の面をかき目はなくちなどを細かにえがけるはみだりに畫けるなるべし海人の面といふことにてなし山岡明阿法師が考に安麻の舞の圖を見しに左のごとし

此のおもて紙にて如此なる  
形を書きて顔にあて、舞ふ  
なり



右明阿の説おもしろかりけれども推量の事なれば是と定めがたきに其の後嵯峨川親興が越後の人蝦夷より取り來りしあまの面の羽みたりしと語りければ其の繪圖を書せしに左の如し

地白文ウサネズミ色



此の羽松平右京大夫求め得られたり  
大鳥羽なり  
松前にて此の羽をアマノツラミといひ  
ならはしたり云ふ

三美二麩の事 小笠原大膳太夫長時の記に云く三かん三めんの事は出し其の後茶を出すべし一番によ



ふかん雲かん扱へつかんを出すべし又時宜により餅の出づる事もあるべし何も居替なり當世はかやうの規式ま  
れなる義なり何れも喰様口傳あるなり○三めんの事一番にまんちう次にそうめん扱うんごんを出すなり○二か  
ん二めんの事先たうを出し其後茶次にやうかんさて雲かん其次まんちうそうめんを出すべし○一かん一めんの  
時も先たうを出し其の後茶次にやうかんさてめんを出すべし○同三かん三めん喰様の事初かんに生飯ナマクかん有る  
べしさて冷汁出し候は箸にて生飯をとり膳の手先の角におき汁を直に請け喰ふべし二かんめより生飯なきも  
のなり喰様同前三かん目も同前喰仕舞たる時まんちうを出す是も汁出候は箸をとり直にふたをとり先汁を請  
けて置き扱見合右の手にてまんちうをとりしめわりにすべしその儘わり候へば中のあるこぼるべし扱箸持た  
る方をわんに入れ左手に取りたるを喰ふべし扱汁を吸ふ時は箸持たる手にて汁を取りあげ吸ふべし但し若人  
などは汁を吸はざるがよしさりながら時宜により一度位は不苦候老人は三度迄は可然何もさいく吸ふ事悪し  
次にまんちうの居替にさうめんを出すべし此の時はまんちうの入りたる椀を下へおろし向の皿を左へよせ其の  
あとにめんを置かすべしさて冷汁出でたる時めんのふたにして出でたるかさに請け置き見合何成とも點心の粉  
を一色入れて喰ふべし但し若き人は胡椒などは不宜かやうの義は分別有るべき事なり此の次にうんごんを出す  
べし○酢菜の事膳に組み付け出すべし大に盛りたるはまんちうの酢さい少し盛りたるは麥の酢菜なり但し大盛  
に青み入れたるを麥のすさいと知るべし若人などは箸を不可付老人は如何様にも故實あるべし老若共に品肝  
要なり○點心の時は何成とも添肴を出してさてうしを出すべし添肴に箸は添へぬものなり此時は箸持ちな  
ら手にて喰ふべし汁も吸ふべからず但雜人はくふよしにて不喰も宜敷なり又時宜にもよるべし○同膳をさぐる  
時御前は常の如し相伴のは添さかなの膳を本膳のうへに置きて一度にさぐべし又人にもよるべし○右記す三か

ん三めんたうなど出す事常にはなき事なり入寺法事などの時の事なり(以上長時の記)  
すむすかりご云ふ事 昔慈惠僧正は僧膳の料に前にて豆をいりて酢をかけらる、を何しに酢をばか  
るぞと問はければ郡司いはくあた、かなる時酢をかくればすむすかりとてにがみてよくはさまる、ものなり  
然らざればすべりてはさまねなりと云ふ

羽子板圖説の事 此頃多賀時常のぬし羽子板の圖説と云ふものを見せ給ひし羽子板の古圖とて今女子の  
もて遊ぶなるはごいたと云ふもの、形にしてその表には人の形を五人ゑがき裏には岩の形を上より下まで長く  
ゑがきたりかの人形のさま我が國の人とも見えす岩の形は蛇のわたかまりたらんが如し其の圖説は八重垣翁と  
かやらん云ふ人の作りしに彼の繪の上のふたりの人は何々の神中は何の神ふたりは何々の神とみな神の御名を  
さしたり岩は何の形と皆神代の事を書きて其のことわりをまなもじをもてげに敷かけりはご板と云ふもの  
古はごぎ板とこそはいひけれごぎ板といふはふるき名なり一條兼冬公の世諺問答にはごぎの子と見え室町殿の  
頃年中行事かきし物にはごぎ板などの事みえたり是古き名なり日光山より出づること云ふ菓はごぎの子  
の形なるを後水尾院のたはれ歌によませ給ひしにも「つくばねの峯にはあらぬごぎのこの」ことよませ給ひしも今  
も都にはごぎのこと云ふにこそはごの子はご板と云ふはあつまの詞にや彼の圖説にはご板といへるは其の名た  
がへるにや此のもの神の代より人の代に至るまで古代聞えしものに非ず兼冬公の記し給ひし外は夫より昔の書  
に所見なし然るに彼の繪の人形を神の御姿などいへるは跡かたもなきつゞり事なるべきにや彼の圖も事を好む  
もの、しひて作りしものなるべし神は御すがたは恐れ貴びこそせめをさなき女のわらはのもて遊ぶものには繪が  
くまじき事にこそ神のとがめもおそろしからぬかは近き世には神道者と云ふ輩の空言云ふ事多し佛者のみそら



言ひて人をあざむくに非ずいたましき事にこそ此のはごいたの圖説のみにもあらずよろづにわたるべき事なり

取肴云ふ事

取肴と云ふ事はとりあへずきやうなどに幾色も盛り出すを云ふなり足打などにも盛るべし公卿にても足打にても杉原を敷き其の上にかい敷を置き盛るべし同じかい敷は草の本を上座になして葉先を末座へすべし○取居の事公卿に土居を置き土器をする盛るべし猪目を明くべし又杉原を敷き其の上に置きたるもよし同じ取する出し様さまざま候へば五つ居まで有りし時は初に三つ居さて二つ居四つ居五つ居かやうに出すべし但し又先一つ居次に五つ次に二つ居其の後三つ居如此様體をかへて出したるも時によるべし○おさへの物と云ふ事いろくの肴をつくし前のさかな共に押へて今一献と云ふ心也押へのものはすはま形又は地紙の臺に岩組の體をして種々の肴を盛り又蠟燭透頂香などをもりさかな臺の心得にして箸を置き出すなり大小は座敷又は人にもよるべし○冷しもの、事大酒になり貴人御なつみ御肴をさある時夏は瓜其の外何にても鉢などに冷し出すべし持ち出でたる者其のま、はさみ參らせたるよし(右小笠原長時の記にみゆ)

牛車 俗に云ふ御所車なり是に品あり大八葉五緒車この五緒車と云ふ事を御所車と誤れるにや長物見は極位の人にあらずは不用事なり小八葉聽されて用ふ轆の眞なる車なり糸毛庇は尤も規模なり毛車は柘榴毛と云ひて公家乗用なり網代車は諸人通用なり紋車は殿上人其の家の紋を網代に組むとなり

右馬寮御監

右馬寮は禁裏にて諸用の牧を立て置かる、所なり天子供御の乗具或は馬を閑はせ調ならせ養飼すべし馬の事をつかさどる職なり御監とは御奉行の義にや監は奉行と云はん所に多く遣ふ詞なり馬寮職員令に曰く左馬寮(右馬准此)頭一人掌左馬調習養飼御乗具配給殺草及飼部戸口名籍事助一人大

允一人少允一人大馬一人少馬一人馬醫二人馬部六十八使部二十人直丁二人伺丁又同兵部省の條に曰く兵馬司正一人掌牧及兵馬郵驛公私馬牛事佐一人大令史一人少令史一人使部六人直丁一人○大同三年正月停兵馬司併左右馬寮○御監或云御監閑馬意又一説御監厩馬監騎射之義也といへり延喜式左右馬寮式に曰く四月廿八日御監駒式に(小月廿七日)寮頭以御馬名奏進於御監御監即執奏而後左右寮頭左右分立於御馬之前云云亦曰く五月五日節式に左右各以奏文附御監(一寮奏載射手官人以下官姓名也一寮奏載所出之國毛色左右隔年互奏)亦いはく六月六日競馬並騎射式に寮頭以御馬名薄進於御監則傳奏北山抄に曰く五月六日左右御監進御馬奏(左大將不參者右大將兼奏右大將不參者宰相中將衛府督奏之以右奏給左次將云云)西宮記に曰く左右馬寮御監事上卿奉勅仰下寮官人(召仰助一歟無助之時外記仰官人近代例也)遣遙院殿御説に曰く御監とは書下たすものなり左右大將是を承り御厩の事をしり給ふと見えたり(今案)御監之外左右馬寮の別當あり左馬寮の別當は今出川の職なり右馬寮の別當は三條正親町家の職なり今出川家大將の時といへども猶此職勤められ給ふと承りぬ

弦袋の事

弦袋は太刀に付くるなり後三年合戦より其の外古書に太刀に弦袋を付けし體を畫けり則ち今弦巻と云ふもの、事なり弦袋を弦巻と書きたるあり摺蕪抄に弦袋弦巻節用集に弦巻藤(ツルブクロ)何れも兩名を出たせるは時俗兩様に唱へし故二名を出せるなり是を惡しく心得て兩様別物なる故二名を出だせりと思ふは誤りなり弦巻と弦袋とは別なりと誤りて織物又は革にて袋を縫ひたるを弦袋なりとて妄作したるあり縫ひたる袋を太刀に付けし體を古書に畫きたる體は曾て無之縫ひたるのみを袋と心得たる誤りなり類聚雜要抄に尺を入る、紫檀の箱を尺袋と云ふ魚袋も縫ひたるものに非ず家作に戸袋あり袋棚あり弦袋も縫ひたるものにはあらず



れ共弦袋と云ふ事右に準ふべし源平盛衰記に高倉宮にて合戦の時長谷部信連が詞に弦袋は内侍所の御鏡の形をうつせるよし見えたり釋日本記に引ける天徳御記に彼の御鏡の圓徑の事見えたり御鏡の形圓なる事をするべし信連が詞妄ならず是又弦袋は弦卷の事なるを知るべし○或説に内侍所の御鏡は圓ならず八つ花形なり弦卷の形に非ずといへり此の八つ花形の説は伊勢度會の五部の書の内御鎮座傳記やらんに見えたり何ぞ天徳御記を捨て、偽書の説をたらんや八つ花がたの説は佛家の八葉蓮花に擬せんが爲なり

出陣にカリロクを用ふる事 貞丈云ふ出陣にカリロクを酒にませて呑むと云ふカリロクは詞察勅と書く一名を詞子と云ふ木の實なりいまだ熟せざるに風に吹き落されたるを隨風子と名つけ醫者の藥種につかふには詞子と云ふなり此の藥大腸を實し胸膈の結ほる、氣を破り心腹脹滿を治す氣を下し胃を開き咽の利せざるを快くし泄瀉痢病を止むる能あり出陣の時用ふるはむすぼる、氣を破るためなるべし

法印法眼法橋 是は僧の位階なり是を三綱と云ひ又僧綱とも云ふ醫生にても齋工にても凡そ剃髮したる者は僧に準じて僧綱を授けらる、なり天台僧一向宗の僧などの僧綱になりたる輩の民部卿治部卿など、八省の卿の名を稱するは是喚名にて婦人の名に宮内卿大藏卿など、喚名を付くる類なるべし僧を俗官に任ずる事は官職の故實にはなき事なり自身位署を書くには名の下に法印法眼法橋をかくべからず他人よりは名の下に僧綱を付けて稱すべし

自署には 法眼狩野榮川典信

法印狩野如川周信と書くべし

上へ献る書には如此かくべし献上物の札にも如斯可書私に人に書きて送る書には心まかせに署名をかくべし

但し名のりの下にも字の下にも僧綱を付くる事は自身すべからず他人より書くには名乗を除きて字の下に僧綱を付くべし(又字も略して氏の下に僧綱をつくべし)

狩野榮川法眼 狩野法眼

狩野如川法印 狩野法印

自署には 法印狩野仙壽院名乗

狩野仙壽院法印

俗人にても他人より稱するには名の下に位階を付けて書くなりつれど草に公世の二位とあり又俊基の中納言とあり但し是は物語の詞にて書札の事には非ず俗人には字なき故書札には稱名の下に位階を付けて飛鳥井二位殿など、書くなり是も他人よりは名のりをばか、ぬなり物語には名のりの下に位をも官をも付けて書くなり右の如くにてあるべき事に候院號又庵號を重ねて名乗をば略する事禮に非ず齋號もあらば齋號をも書く様になるべし院號庵號齋號表德號までも書くに甚だ長くなるべし限りなき事なるべし主君へ位署に名乗を書かざるは甚だ非禮なり○齋工にても剃髮ゆる僧綱になるうへは家業を不論位署書くは一例なるべき事なり當世その差別あるはもと公命ありし事か抑又先代より私に書き來れるが定例と成りしか不知

十六騎七騎四天王

義平十六騎

鎌田兵衛政清

波多野次郎義通

三浦二郎

岡部六彌太忠澄

猪俣小平六則綱

金子十郎

足立右馬允

片桐小八郎



頼朝七騎	關 二郎	佐藤兵衛實基	山内次藤刑部俊通	佐々木源三
	齋藤別當實盛	熊谷次郎直實	上總介廣常	平山武者所季重
	田代冠者信義	土肥次郎實平	土屋三郎	岡崎義實
又	土佐坊昌俊	新谷二郎	土肥彌太郎遠平	
	北條時政	土肥實平	岡崎義實	足立盛長
	土屋宗遠	新關忠氏	土肥遠平	
木曾四天王	今井四郎兼平	樋口次郎兼光	楯六郎親忠	根井大彌太行親
頼光四天王	綱	公時	貞通	季武
義經四天王	鎌田藤太盛政	内藤次光政	佐藤三郎兵衛繼信	佐藤四郎兵衛忠信
頼義七騎	八幡太郎義家	藤原景通	大宅光任	清原貞廣
	藤原範秀	藤原則明	新羅三郎義光	
義貞十六騎	杉原下總守	高田薩摩守義遠	藤田六郎左衛門	川波新右衛門
	葦堀七郎	藤田三郎左衛門	藤田四郎左衛門	栗生左衛門
	篠塚伊賀守	難波備前守	河越三河守	長濱六郎左衛門
	高山遠江守	岡田四郎左衛門	青木五郎左衛門	青木七郎左衛門
志津ヶ嶽七本鎗	加藤虎之助	福島市松	加藤孫六	粕屋助右衛門

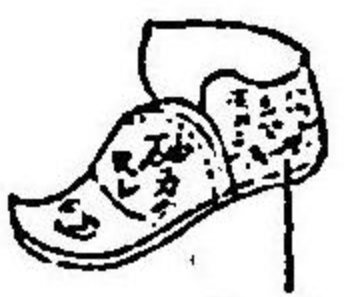
真田表七本鎗	協坂甚内	片桐助作	平野權平
中山助六	太田善太夫	朝倉藤十郎	小野典膳
辻忠兵衛	戸田半平	齋藤久右衛門	

信玄二十四騎 (以下脱文)

類聚雜要抄の事 類聚雜要抄は序も跋もなく誰人の編集なるかしれずありしに雅亮裝束抄紀宗恒の奥書に今年類聚雜要繪圖被仰付と云ふ文あり是にて考ふれば御厨子所預備前守紀宗恒の著述と見えたり今年とあるは元祿十五年なり雜要抄は元祿十五年の書か右同抄卷の二長承二年六月九日の條の末の文に指圖依り尋三枚出來一枚周防前司清貫入道一枚丹後守爲忠一枚予此三枚なり此の予と云ふは長承の頃の人か此の宗恒の様に聞え候文解しがたし古への人なれば誰にても可有之哉

沓

三重にさし入たるものゝ如したまへば海老のからの如し



モチクミネニテトツル



モチクミネニテトツル

右俗軍者の作なり如斯のもの古代は無之近世作り出したる物なるべし古書古寄にも見えざる物なり

鞆ツツ 按に右二字連綿の名和名抄にも見えず且鞆の字は字書にみえず鞆は鞆の字の誤なるべし鞆玉篇に鞆の帶也とあり○鞆邊の帶はカレイツケ也和名抄には鞆に従ひて鞆に作り唐韻を引きて鞆(音吹)鞆鞆也楊氏漢語抄云(加禮比豆氣)とありカレイツケとは今トツ、ケノヲと云ふ物にて鹽手に付くる緒なりカレイヒハ食物なり馬の食物を袋に入れて結び付くる故カレイヒツケと云ふ軍には首を取りて結び付くる故トツ、ケとも云ふなり鞆玉篇に他通切鞆也とあり鞆は單履也と註してタビの事なり然らば鞆鞆は連綿せずして別々にカレイヒツ



ケタビとよむべし

桑島流小黑焼の次第 烏蛇を生きながら取りて一夜酒に浸して早天に取り揚げて尾頭を竹小刀にて切り土器にて焼くべし土器の下へ敷くべき薬 もちない 村立 かきしをり 又上にかくべき薬  
き、ん草 わらび 是を上下にをきかけ焼くべし是は頭血をさつて筋を和らげるのふのいきを去り氣をいさむるなり又こん病をしつめ内このたんをさらし馬に乗りて息絶えずまた法の命をくすくるなり此の薬を折々あたへてはいかでか五臓を苦しまんやたこへば煩ふといへどもたん病、たん病とんし、上熱下熱下熱馬の五病を煩ふ事有るべからず實に名薬なり

子曰鋤 東大寺寶物に子曰鋤の説萬葉集一始の歌に「龍母與美龍母智布久志母與美布久志母智」云云此の歌はかごもよき籠をもちふくしもよき土堀子<sup>ツボコ</sup>をもちなりこのふくしと云ふもの東大寺寶物の中に有り尤も柄ばかりなり彼の柄に領をはめたるものなり尤も子の日の鋤の柄とありふくしと云ふ事をしらざるにや(右腐鎖集)内慶盤所 東鑑十一月の條二十三日癸酉小雪大納言御參仙洞終日令候御前給又長絹百疋綿千兩紺絹卅端被進内慶盤所云々内慶盤所按に此の名目古書に見及ばず禁秘抄禁掖集拾芥抄江家次第名目抄等にも見えす同じき臺盤所の誤りなるべし同の字は此の文にいふ所の仙洞を指すなり同と内と紛るべし又草書に慶と臺と紛るべし

もうろくにもうしかご 伊勢の長官ものいみする家を出棺と云ふ朔日十五日節句などには禰宜造官司權官等を招きて出棺にて饗膳をす、むる時に盃をさす人<sup>ハシ</sup>は人の呑み終るまで兩手をつきてゐるなり呑人は盃を取りあげてもうろくにもうしかごと、云ひて酒をうくるなり長官のみ初むる時も右の如くいひて酒をうくるなり此の心はもはやろくにぬよもはや酒をしかとうけたると云ふ事なりとぞ人志本常一の物がたりなり古へより如斯云ふ事なりとぞ

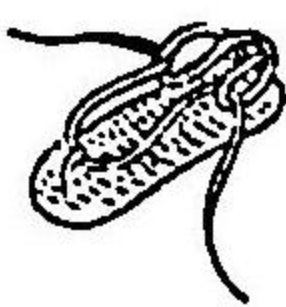
胡銅 長崎奉行石谷備後守買ひ出だして獻官家神田白龍子が雜話筆記に(卷二)曰く肥前州長崎に河間八平治と云ふ大通詞の者あり其の本は中國河間と云ふ所の唐人にていづれの頃にか長崎に來り住し在名河間を以て苗字とし當時八平次と號す然るに彼れが家に昔諸葛孔明が南蠻國の孟獲を攻めたりし時の太鼓を所持せり其の太鼓さし渡し一尺三寸にて龍の如きもやう有りといへども至りて古きものなればしかと見えす下に居て打つ時は其の音太鼓の如し手に持ちて打つ時は此の音金の如くにて金鼓の二音を兼ねたり然れ共片面なりと云へり實に上代の軍器なれば不思議の制作もあるにや一度一覽して其の體を見其の音を聞きたきものなり凡そ金陰陽の二儀に表として進むは陽なるに依りて太鼓を打ち退くは陰なるに依りて金をならす全く後世の人附會するに非ず天地自然の理自ら如此故に陽氣盛に天氣快晴なれば太鼓の音至りて清く陰氣盛んに雨濕を催す時は金音至りて強し是陰陽自然の理をもつてなり孔明臥龍は上世の大賢にして王佐の才ある故に先主劉備を助け後主劉禪を正して三國鼎足の勢を張れり是皆諸葛亮が智力なり然れば其の軍器の巧なる神妙の術作もあらんかと奥ゆかしく侍り

草履 物類稱語に云く草履江戸にてこんがう又のり物ざうり(裏表ともに藁のからをもつておりたる物なり)西國にてこんがうと云ふ(のり物ざうりの名なし)江戸にていふかはざうり(竹の皮にて作りたる物なり)を九州にてうらなしと云ひ東國にてがづざうりと云ひ江戸にてなかぬきざうりを京にてすべざうりと云ふ(江戸にてわらぢのしべと云ふ物を京大阪にてわらすべと云ふ)因幡にてわらみござうりと云ふ(小兒のはくもの

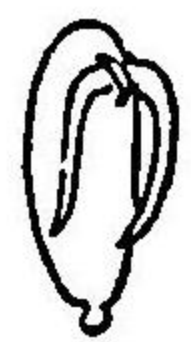


なり)貞丈云く源平盛衰記にごんすはきてと云ふ事有り武者のはきたるを云ふごんすは小兒のみに不限されども今は小兒のみはくなり

今按するに鷹軒和名たちはめと云ふものなり地下にて用ふるは製異なりといへどもこんがうとよぶ昔比叡山に安



然僧正貧窮にして書を求むる力なし依りて金剛(法器なり)を手に持ち給ひて草履を製し給ひしよりがごんすさうりと世にいひ習はしたるなり貞丈云くこんがうはわら草履なり蘭にて作りたるを蘭ごんがうと云ふ又緒太とも裏無とも云ふ又按するに草履は二枚重ねなるを一枚にする



故うらなしと云ふ尻切は革の草履なり

堂上元服の事

堂上方の元服と云ふは民間に云ふ元服とは品々かはる故記すなり堂上の元服は今まで有

り來れる眉を剃りおろしてその眉の上額の際に墨を以て丸く二所につくる是を高眉と云ふ但し高眉は十五六七歳の頃迄置かる夫より前に止めらるゝもあり其の成長にしたがふ何れも高眉は御免の勅許を蒙りて止めらるゝよし高眉を止めらるゝ時本眉をもとの如く立てらる此の時に服の袖留めらるゝなり是は今の袖留の風なり古へはふり袖なし昔はたゞわき明けなり古へはわきあけをふさぐなり金黒と云ふは元服の日齒を鐵漿にて染めらるゝなりすべて堂上諸家みな齒を染めらる白きは不禮なるよし

兵家茶話

多々良玄信と云ふ盲人あり諸家の系圖を記憶して望にまかせて妄作しける此の時二山彌三郎義

長と云ふ人あり初は陽明の説をとき程朱の説にまして其の名高かりし玄信よりく彼の人の門に行きて諸家の事など物語し侍りけるに義長が妻は垂水某が女にてありける垂水氏は伊勢の國司に仕へたる者と云ひ傳へたれ

ども書き傳へたる物もなければいかばかりの采地をはみしにや考ふべき様もなしと本意なき事と語られしに玄信申しけるは中頃伊勢に垂水河内守廣信と云ふ人あり朱註の四書を註して萬里小路藤房卿に奉る後嘉文亂記を述作し給ふ其の事跡は長濟草と云ふ書に詳に候と記憶し侍ればよみて聞かせ參らせんとて書に向ひよむが如く少の滯もなく全篇讀みければ義長感に堪へ今一通りよみ給へ手書し侍らんといへば玄信諾してよむを一字も誤りなく手書し稱美し秘して人にも見せざりしが京都藤井蘭齋と義長同じ學流なれば彼の長濟草を書き寫しておくらる藤井氏諱録述作の時長濟草を引きて垂水廣信を載せたり此の書世に行はれて會津の人の作れる日本通記攝州大坂の寺島良安が作れる和漢三才圖會にも廣信が事を書きたり垂水河内守廣信と云ふ人實録雜記等にも曾てなき人なり玄信が偽作の長濟草を實録と見て書々に記して天下に行ふ思ふに一人虚を傳ふれば萬人實として虚を傳ふ○系圖を見たる人々多し

大和世記五部書

舊事大成經

弘安禮節十二卷

江源武鑑犬追物秘記

長明四季物語

やぶさめの

記(内山傳藏)

三議一統種々拾遺

朱子家訓

古物彙典

的要

楠七卷書

盛長日記

扶桑見聞

私記 殘義兵の

シイドウ

ちかいは同じいせの神がき

玉つしまの歌

たけきもの、ふの心やは

らくる事 一字名牒

鬼丸太刀の事

源家累代鬼丸の名劔は粟田口國綱の作にして銘あり長さ二尺五寸八分鎧四分一ひとへ表

鳩裏桐毛彫切羽銅黒塗八枚鋸木瓜形革ねりもの縁銅黒塗總て金具仕合其の上をしほ革にて包有之金具金不知(サヤシホ革にて包む故みえざるなり)目貫金壺かさ桐柄さや巻唐糸おびどり嶋廣東右は細川幽齋法印被仰付

御修復有之由北條四郎時政火鉢の鬼面の小鬼と化け出づるを右の御太刀をもつてくる是より鬼切丸と名付け其



の後新田義貞へ相傳夫より源家累代の重寶となり申候なり太平記には宗國作と有之京都將軍家代々嫡家流へ御所持織田信長公より太閤秀吉へ相傳り候處火災の御まじないをもつて本阿彌三郎兵衛の高祖父光徳へ御預被爲置候大阪御陣の砌本阿彌三郎兵衛曾祖父光室於御陣場權現様へ奉相伺候處其方家へ永く被遊御預之旨上意有之往古の拵之儘にて及百年京都三郎兵衛屋敷同名の者差置守護いたさせ申候今度可被遊上覽之旨に付て三郎兵衛致上京持參仕候様に大久保佐渡守被申渡之于時享保三年戊九月四日三郎兵衛御暇被下御朱印傳馬人足等頂戴仕同月十五日江戸發足十月十八日歸府仕御太刀差上申候則上覽相濟爲御褒美本阿彌三郎兵衛へ白銀二十枚被下置なり(右昔今話に見ゆ)

熊谷蓮生法師の歌

「古への鎧にまさる紙子かな風の射る矢のとほらざりけり」

弒將軍義輝公之輩

三好筑前守入道長慶

同左京大夫義繼

松永彈正少弼久秀

同右衛門佐久通

岩城主税助

十河一存(義繼實父)

三好下野守入道笑岸齋

于時永祿八年五月十五日なり○泉州松ヶ嶋の城義輝公の時代伊勢守に賜はる

義經の鎧

南都にある義經の鎧椎形の兜に四方白なり(黄金燒付)○鍬かた揚羽の蝶彫物に牡丹の立木枝菊など細やかに鮮かなり大マンテウの五枚シコロ胴小札裃威なり腹には正平皮の弦走あり大袖障子板頸障の板

逆板脇立あり勸修寺坊の小手あり

楠正成胴丸

南都に又楠氏の胴丸あり兜は三十二間の筋前二筋白なり鍬形黄金の彫物シコロ大マンテウ形

胴は黒漆小札黒草威なり杏葉大袖頸障の板あり草摺八行なり

水干

永綱抄に(高倉家裝束抄)曰く上下水干は幽玄なるなり上は布衣の前後の短き物なり一條家抄に曰く

紗にても平絹生にても又色は白くても何色にても大納言の時まで内々用之陽明の家(近衛殿)には大臣又は前途の後如長絹直垂の着用之尤も不審なり又白唐綾に龍を繡したる水干玉葉(月輪禪閣兼實公記二條家稱玉滿)に見え野々宮故中納言定基卿の説には甚敷臆説に候得共水干は遊宴の服にて殊に内々之儀に候得共干の字水涯の註有之候得ば川道遙などに用ふるより此名出來候哉と被仰候は堂上方の御童形の時被召候は上を畧して下ばかり御着用なり當時盛年之御方御着用も尤御座候所謂内々の御服にて候故色も定らず候香染は四季通用の色のよし又織色も御座候よし三條家抄に相見え候

公家公方

禁中を公家と云ふもの公家に仕ふる故公家衆と云ふ其の公家より出でて古は仙洞を公方と申し

奉りしなり御位をばすべり被遊なれば二三日の内に當今より太上天皇の尊號を院の御所へ被進る、なり然るに足利三代義滿公に太上天皇の尊號をおくらはる、是よりして仙洞に准じて將軍家を公方と云ふ公方と云ふ文字は漢字なり○貞丈按に公方と云ふ號は仙洞の尊稱と云ふ事いふかし只公儀と云ふ詞なり

しごねに六ようむすびの事

御しごねといふ事夏冬によりかはるべし織物又はた、み表などにて仕

立つるなり長さよこは御座た、みに同じ中ごみにた、みの表を入るべしうちあかねのきぬを付くべしへりの廣さ五寸か三寸かどんすかうげんべりにすべし大へり七寸四方の四てんを裝束につけそのうへにくれなぬの打紐にて六よう結びをして付くるなり(小笠原長時記に見ゆ)

つんさひ職人盡歌合金ほり

「なかむとしごねもほらぬつんさひの(つんさひ)さびてぞみ

ゆる秋のよの月」右の歌月みるとて金ほらねばつんさひのさびたらんことわり叶ひて聞ゆつんさひとは金ほる



具足にや

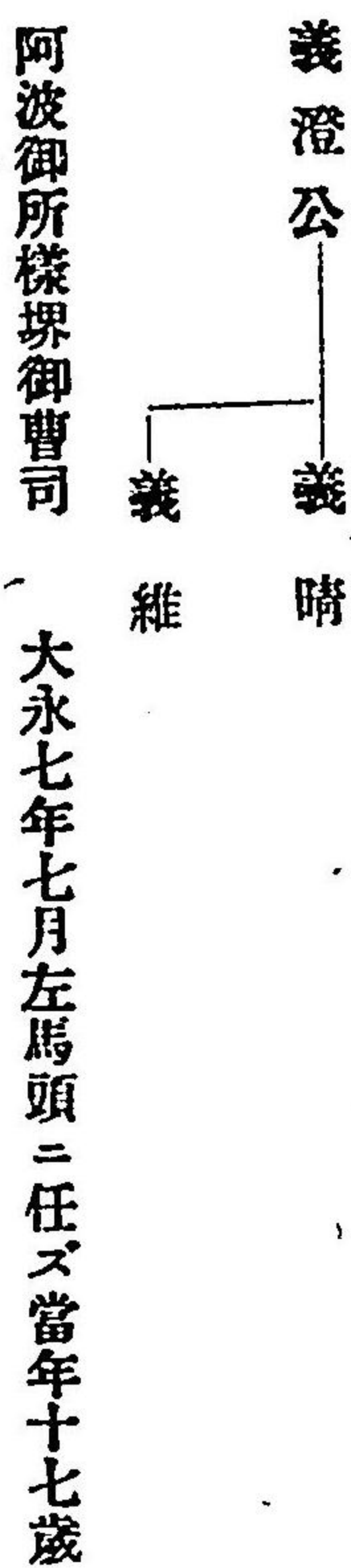
宗良親王を信濃の宮と云ふ事 南朝記傳に天授三年云云冬南方の將軍宗良將軍親王信州へ下向天授六年五月十六日云云信州の宮方みな南帝をそむき高坂高宗ばかり残り宗良親王信州を落ち給ひ南方に來り河内の國山田にすませ給ふ○右信州の宮とあるは信濃の宮と云ふ事にぞある(底倉記はいまだ不見)

小山四郎蝦夷へ渡る事 續太平記卷十一(小山悪四郎謀反の條)二歳偃て犯非常者なく人皆娛無爲一處に同十一月(應永十八年)坂東には故小山下野大極義政が孽子小山悪四郎隆政といふ謀叛人出來て近國聊か威揚を動かす(小山奥州田村刑部丞則義といふ人を頼みて幼少より其の家に入り田村に居す)(中略)此の事鎌倉に洩れ聞えしかば執事上杉左京氏憲大に驚きて急ぎ田村を退治せらるべしとて結城中務少輔滿朝小山新左衛門尉畠山民部少輔下野奥州の勢を差副へて二千餘騎をば向はせける(中略)悪四郎勇を振ひ城を出て寄手を打破つて逐電す(取意本文略)悪四郎はケ様に敵を制し置きて其の夜に奥州田村の庄に落着きて御軍旅の勞を休めけるがいやく長居して他に大事かけて如何せんとして其より津輕に落行き蝦夷の地に推渡りて嶋の者ども思ふやうに責め使て自由を振舞けるが我に不從者をば弓にて射殺し棒にて是を打擲し廻りける間一嶋皆不長服と云ふ者なかりける頃て國者を案内者として夫より猶奥エゾの地に押入り嶋の長者忽敦世々勤勤といふもの、婿に推成り一生を無恙過しけるが終に一社の荒人神と崇められときはかきはの祭奠怠る事なく今にありとぞ聞えける世に源九郎義經蝦夷へ渡りて後に神に崇められ今に其の社エゾにありといふは右の悪四郎が事をあやまり傳へたるなり義經は衣川にて自害し其の首酒に浸して鎌倉へ送りて實檢したる事東鑑に見えたり源九郎エゾへ渡られしといふ事は右の悪四郎が事を源九郎に作りかへて狂言淨瑠璃などより出でたることなり

爲家卿の歌

「老ぬればのやにさすてよつのかぶりさうしくぞはやなりにける」○此の歌の一體老人の形變衰を哀みたる意と聞ゆさうしくと云へるは老の髪も白く面も皺よりてやせおとろへ手足ふるまひもよわく成りて若き時に似ず衰へたるを云ふなるべし又はやなりにけるとは早の字にて又野矢の縁をとりて甲矢乙矢の事に云ひかけてはやと云ふなるべし野矢は獵箭にてシ、ヤとも云ふ野山の狩に射すつべき矢なれば矢の拵へ式上にはあらで篋は何篋にても羽も何鳥の羽にてもあるに任せて心も入れずして危相に作る故に早くこぬるを老人の形の變り衰へたるによそへたる歌なるべし又問ふ野矢の野は文に對する野にて矢のこしらへの能相にていやしきを云ふなるべし山野にはあるべからず如何答へて云く文に對する野の意もさる事なれども山野の野の意にてあるべし

阿波御所



鬼頭獅面

兩朝平撰錄卷四會稽(諸葛元聲輯商濬校)七月遼東巡按李時華遼陽守道荆俊奉命遣遼將祖承訓同史遊選卒三千人渡鴨綠授朝鮮時二將所統皆遼東馬君不晴地利又不知攻倭之法又天時淫雨山水暴流馬溇久蹄爛一登坡嶺足爪盡裂倭又以逸待勞七月十五日至平定是夜賊至我兵遂亂倭衆多載鬼頭獅面官見之驚退陷渚中不得起



火威の鎧の事 火威の鎧のまた巳の刻ばかりなると云ふはあたらしき鎧のいまだふるくはならず少しはふるびたる様に見ゆるを云ふなり朝は六つを卯の刻五つ時は辰の刻四つ時は巳の刻なり卯の刻は鎧のおどしたての新らしきにたとへ夫より少しほどをへて少しふるびたるを巳の刻ばかりにたとへたるなり巳の刻ばかりは巳の刻位と云ふ事なり太平記卷の六(吉野城軍の條)大塔の宮今はのがれぬ所なりと思召し切つて赤地の錦のひた、れに火威のまた巳の刻ばかりなるを召されと云ふ類なり

南庭 東鑑にみえたり又南庭ともあり是いかなる物とも知れず按するに銀の異名を古へ南鏡と云ひしなり廷又庭の字は疑はツエとよむ字にてあれば銀の棹かねの事を南鏡と云ふなるべし南は南鏡の略語なるべし

ぼたん色ぼうたん色 枕草紙に露臺のまへにうゑられたるぼうたんのからめきをかしき事など云云季吟云くぼうたんは牡丹なり

小手 按するに小手を上古手纏と云ひしなり(和名)日本紀に仁德天皇五十五年蝦夷叛之遣田道令擊則爲蝦夷所敗(中略)乃抱手纏而殺死云云と見えたり和名抄(射藝具)射藝説文云鞆射臂沓なり(註)古侯切和名多万伎一云小手なりとみえたり多万伎は手纏也三代實録清和天皇貞觀十二年正月十三日丙寅是日勅充壹岐島曾並手纏各二百具彼島元有胄太宰府依島解請充從之とみえたりされば上古よりあり

總角 アゲマキの形もとは魂魄を結べる形にして其の圖文公家禮に見えたり其の言に云く用白結一疋結如世俗謂所用心結と云ふと云云



右神田勝久雜話筆記に見ゆ

平家物語の事

平家物語の作者少納言入道信西の嫡子高野宰相入道なり是を北國平家と云ふ赤坂道信が流と云ふ宰相入道が妹善惠比丘尼の作れる本世間に流布す宰相入道舎弟櫻町中納言成範卿の作佛法の詞まじる故寺々山々に用ふ宇治大臣の御孫權大納言助高卿の作東海道の内國々に流布すといへども本末首尾もとののはざるに依りて普く是をもて遊ばす時長の舎弟元光中納言の作洛中に流布す其の御子に芳野の執行大納言律師榮圓寫之御子中納言の法印朝光にあたふ是を四國本と云ふ少納言入道信西の子息玄司法印の作上中下三卷の書天台山にあり後嵯峨院の御字に召し出されて院中の賞物となりて三井寺に多き故に東國にも少々あり其後二年ありて六卷に作りて性佛熊野權現の御示現によりて悟に當流の平家は四條大納言公任卿の御子三條大納言公教卿の時本末を委細に抄したりしを内裏より召し出さる其の後法性寺殿飛香舎に納めたまひ世に不出法性寺殿御逝去あり後五年を過ぎて御孫中納言殿の御子息内大臣師兼公勸學院の學生ごもと御内談あつて十二卷に作り給ふなり

物饗様の事雉子別足の事

古事談卷一徳大寺大饗宇治左府令向給之時如法令食給云云事異之後足之食様見習んとて人々群寄見ければ繼目よりは上をスコシツケテ切たりけるカママリたる方を一口に令食給たり○別足とは雉の股なり焼鳥なり今武家にて仕付方とて物の喰様など習ふ事あり古の文をみれば公家にも古より物の食様など習ありしなりそれを見習はんとて群り寄りて見ると云ふは法式あるが故なり近世江戸などの人輕薄の若輩等はものをあなごる風はやりて物の食様など見る事をかろんじ嘲る人多し歎くべき事なり

嘉祥の事

長明四季物語にかしやうの御祝は奈良の帝の大内の頃ほひより年々あり又は隔年になし給ひぬ



陽氣しげく人魂も沈むばかりあつきをりからなればすくな彦なそのから神はえやみを司らせ給へば是に御酒奉らせ併ひ手づから備へさせ給ひて天長地久四民安樂を祈らせ給ふ事なり然るに仁明天皇の承和十四年の頃加茂二神の御苦しみおはして六月十六日は疫氣人の肌膚に入りて惱をなすべし十六日の敷によそへてもちひ十六或は木の實もその敷に調へも、とりの机物をいとなみ祭らるべしさらすば主上の御身の上まいて下つかたは重き惱あるべしとおほせ給ひしよりめでたき御事とて改元あり嘉祥と改めさせおはして六月十六日になん其の事いとなませ給ふ其の年民安く國豊なれば此の事をつとめてのとしも猶行はせ給ふ事なるべし大方後に嘉祥祭りと云へりかじやうの祭は素盞鳴の眷屬の神を祭らる、御事むくつけき御けんそくかゝる山住はとはれずとも門さして老らくを過さんにはとなり○貞丈按に嘉祥の事江家次第公事根源拾芥抄の年中行事後醍醐院の年中行事東鑑室町殿年中行事其の外古き書に會て見えすた、長明が四季物語にのみ見えたり此の四季物語は偽書なり

五射 五射は日本の射法には無之支那の昔周の代の射法にあり周禮と云ふ書に出でたり大司徒と云ふ官人が司りて人に教へたる事なり一白矢(矢が的を射貫きて的の裏へ矢じりが白く見ゆるなり)二參連(先つ一の矢をはなして後に矢三本相連りてはなすを云ふ)三刻注(矢の羽方高く矢じりの方ひきくして矢の勢ひのするごとく強くとぶを云ふ)四襄尺(君臣と並立ちて的を射るに君に一尺立所をゆづりて臣は跡へ退きて射るを云ふ)五井儀(矢四本ながら的中りて矢が四角に立て井の字の儀の如くなる様に射るを云ふ)ぶんさう ○殿御そんじの者くはじや有かヤイクハジャ御前々々トノ汝は臺所もとにて何やらうまいものをたべたといふが何をたべてあるぞクハジャいや何やらうまい物をたべて御座るトノ何やらうまい物〜と云がなに、て有ぞクハジャいやはつたと忘れてござるトノ汝はをちござる方へいつ時分參つたぞクハジャ元日

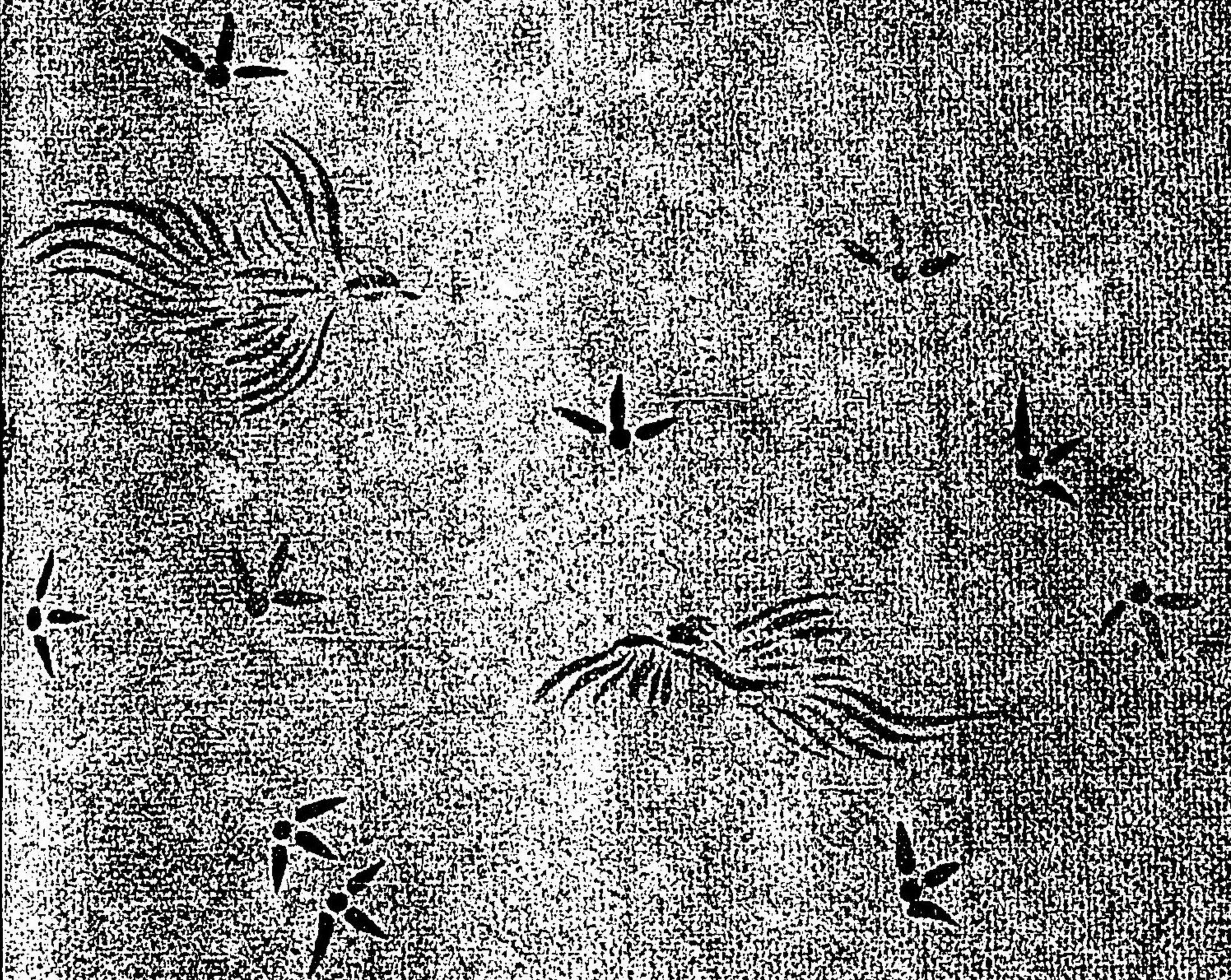
早天に參つてござるトノそんならかんのふるいてあらふてんしんのふるひにとりてはそうめんかそうけいかうんとんかけいらんかけしめんかまんちうかさては北の、天滿天神はしくらふてあるか「かんのふいまいにとりてはさんばうせんにはさとうよふかにかべつかんかしやうれうかんかちくれうかんかべつかんか霜月しはすの大寒小かんばしたべてあるか(中略)クハジャいま思ひあたつてござりまする殿様の四疊半ざしきへとりこもらシヤレてよまつシヤレ申すもの、本の内にしかとあると存じまするトノそれがしはすいてよむのは盛衰記をすいてよむ紙二三枚よまふする間あらばあると答へ盛衰記ヨミテ此へんにさなた殿やましますか與一どのやましますかと尋る所に俣野はきつと見て御ふんは誰殿と思ふいやくるしくも候はすさなた殿のめのとに名をぶんぞうとこたふクハジャあ、そのふんそうの事でござるトノいやおのれが詞のするにてきくとつてあるか汝がたべたはうんさうのかいてあるふクハジャ彌そのうんさうのかいでござりました



安齋隨筆卷之二十四終

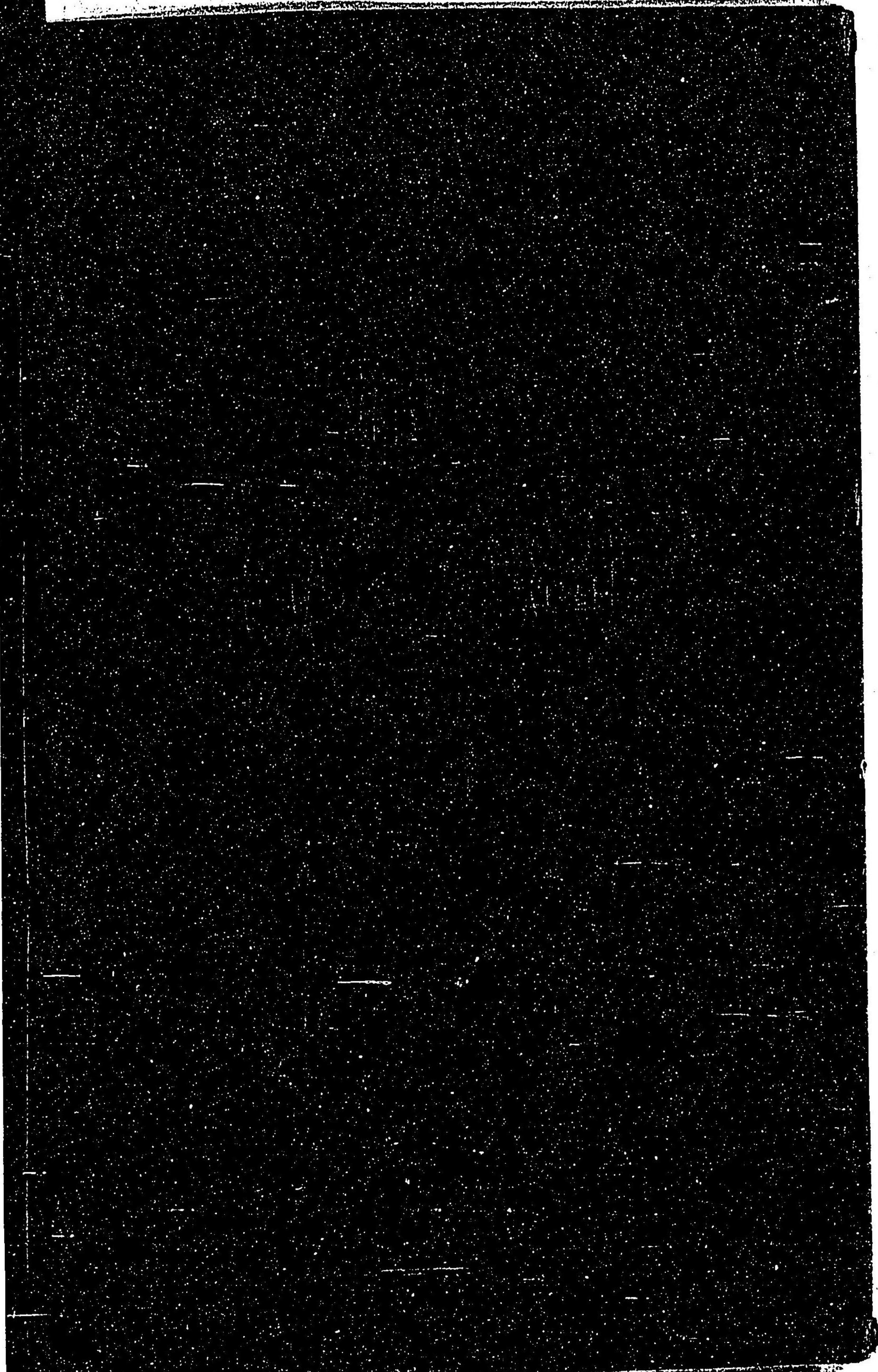


192  
55





[Redacted]



[Redacted]



1955

故實  
書

安齋  
隨筆

自  
三十二  
至  
二十四